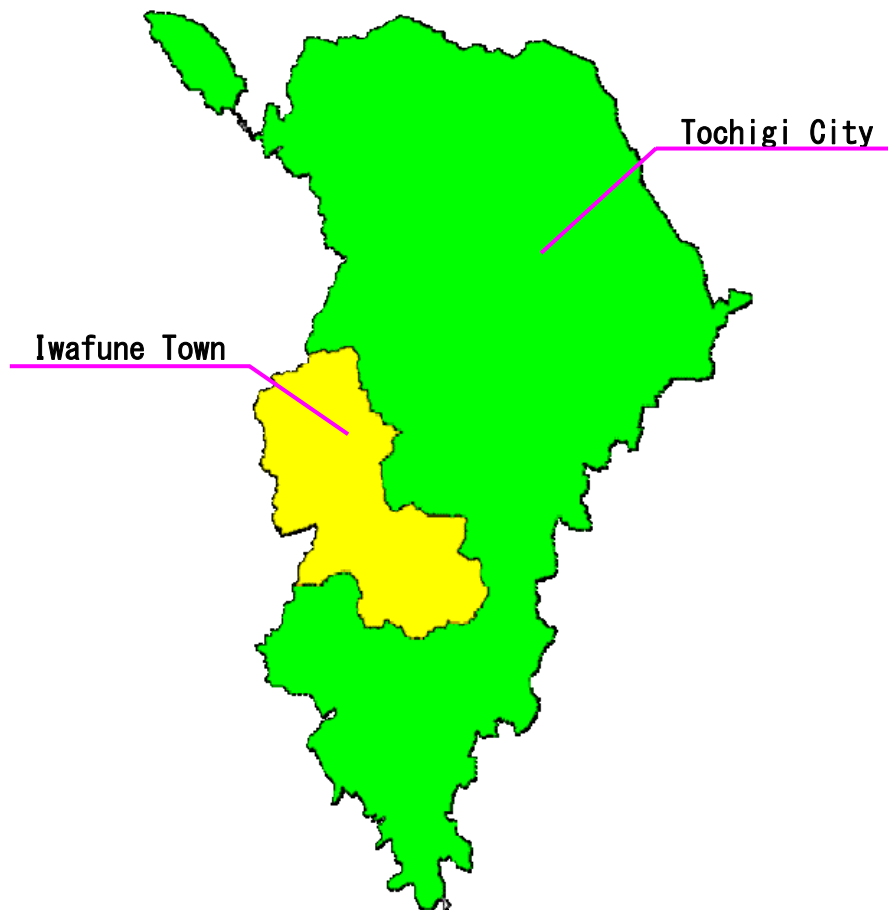


第5回

栃 木 市・岩 舟 町

合併協議会

会 議 資 料



日時：平成24年5月23日（水）午後2時30分

会場：栃木市栃木保健福祉センター2階大会議室

目 次

議 事

(1) 報告事項

報告第 8 号	平成 23 年度栃木市・岩舟町合併協議会予算の流用について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P	1
報告第 9 号	平成 24 年度栃木市・岩舟町合併協議会予算の専決処分につ いて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P	3
報告第 10 号	合併市町村基本計画策定に伴うアンケート調査について・・・ P	6

(2) 審議事項

議案第 10 号	平成 24 年度栃木市・岩舟町合併協議会事業計画について・・・ P	15
----------	-----------------------------------	----

(3) 協議事項

協議第 7 号	合併協定項目 14	一部事務組合等の取扱いについて・・・ P	17
協議第 8 号	合併協定項目 5	財産及び債務の取扱いについて・・・・・・・・ P	20
協議第 9 号	合併協定項目 10	一般職の職員の身分の取扱いについて・・・ P	28
協議第 10 号	合併協定項目 12	条例、規則等の取扱いについて・・・・・・・・ P	41
協議第 11 号	合併協定項目 13	事務組織及び機構の取扱いについて・・・ P	45
協議第 12 号	合併協定項目 19	慣行の取扱いについて・・・・・・・・ P	52
協議第 13 号	合併協定項目 22	消防団の取扱いについて・・・・・・・・ P	62

その他

(1) 合併協議会開催会場の変更について・・・・・・・・ P	67
--------------------------------	----

報告第 8 号

平成 2 3 年度栃木市・岩舟町合併協議会予算の流用について

栃木市・岩舟町合併協議会財務規程第 8 条の規定により、別紙のとおり歳出予算の流用をしたので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 2 4 年 5 月 2 3 日

栃木市・岩舟町合併協議会
会 長 鈴 木 俊 美

平成23年度栃木市・岩舟町合併協議会歳出予算流用報告書

流 用 額		120,000円
流 用 日		平成24年3月15日
理 由		住民アンケート調査を実施するにあたり、事前にアンケート調査票や郵送用封筒などの印刷を行なう必要が生じたため。
流 用 先	流 用 先 科 目	1 款 2 項 1 目 1 1 節 需用費 細 節 印刷製本費
	流用前予算現額	0 円
	流用後予算現額	120,000円
流 用 元	流 用 元 科 目	1 款 2 項 1 目 1 1 節 需用費 細 節 消耗品費
	流用前予算現額	462,000円
	流用後予算現額	342,000円

報告第 9 号

平成 2 4 年度栃木市・岩舟町合併協議会予算の専決処分について

栃木市・岩舟町合併協議会財務規程第 4 条の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告する。

平成 2 4 年 5 月 2 3 日

栃木市・岩舟町合併協議会
会 長 鈴 木 俊 美

専決第 1 号

平成 2 4 年度栃木市・岩舟町合併協議会予算に関する専決処分書

平成 2 4 年度栃木市・岩舟町合併協議会予算について、栃木市・岩舟町合併協議会財務規程第 4 条の規定により次のとおり専決処分する。

平成 2 4 年 3 月 2 8 日

栃木市・岩舟町合併協議会

会 長 鈴 木 俊 美

平成24年度 栃木市・岩舟町合併協議会 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	目	節		説明
			区 分	金 額	
1	負担金			20,409	
	1 負担金			20,409	
		1 負担金	1 市町負担金	20,409	【均等割50%】 栃木市10,204,500円 (50%) 岩舟町10,204,500円 (50%)
2	諸収入			1	
	1 諸収入			1	
		1 諸収入	1 諸収入	1	預金利子等
3	県補助金			5,000	
	1 県補助金			5,000	
		1 県補助金	1 県補助金	5,000	
歳 入 合 計				25,410	

歳出

款	項	目	節		説明
			区 分	金 額	
1	運営費			6,396	
	1 会議費			1,689	
		1 会議費	1 報酬	1,350	合併協議会委員報酬
			8 報償費	120	オブザーバー謝礼
			1 1 需用費	69	
			消耗品費	15	
			食糧費	54	会議飲物
		1 4 使用料及び賃借料		150	会場借上料
	2 事務費			4,707	
		1 事務費	4 共済費	283	臨時職員社会保険料
			7 賃金	1,834	臨時職員賃金
			1 1 需用費	416	
			消耗品費	416	事務用品、コピー用紙
			1 2 役務費	921	
			通信運搬費	921	郵便料、インターネット利用料
			1 4 使用料及び賃借料	1,203	
			機械借上料	1,203	複写機借上料
			1 8 備品購入費	50	
			器具購入費	50	事務用品
2	事業費			18,914	
	1 事業推進費			18,914	
		1 事業推進費	1 3 委託料	18,914	合併市町村基本計画策定等支援業務 合併例規整備業務 ネットワークシステム統合に関わる 実施設計業務委託
3	予備費			100	
	1 予備費			100	
		1 予備費	1 予備費	100	
歳 出 合 計				25,410	

報告第 1 0 号

合併市町村基本計画策定に伴うアンケート調査について

合併市町村基本計画の策定に伴い、合併に対する住民の意向を把握するため、「新市のまちづくりに関する住民アンケート」調査を実施したので、別紙のとおり報告する。

平成 2 4 年 5 月 2 3 日

栃木市・岩舟町合併協議会

会 長 鈴 木 俊 美

新市のまちづくりに関する住民アンケート実施経過報告

合併市町村基本計画の策定にあたり、新市における行政の優先施策課題や、住民の意向等を把握し、計画づくりに反映させることを目的として住民アンケート調査を下記のとおり実施しました。

記

(1) 調査の対象

①調査地区 栃木市、岩舟町の全域

②調査対象者

ア 住所要件

平成24年4月1日現在で調査地区に居住する者

イ 年齢要件

平成24年4月1日現在で満15歳以上の者

③抽出数

ア 総数

7,000人 無作為抽出（両市町の住民基本台帳より抽出）

イ 両市町割振

均等割50%＋人口割50%（人口は平成22年国勢調査台帳）

	栃木市	岩舟町	合計
市町別人口	145,783	18,241	164,024
人口比率(%)	88.9	11.1	100
均等割分	1,750	1,750	3,500
人口割分	3,111	389	3,500
割振数	4,861	2,139	7,000
発送総数	4,850	2,150	7,000
発送比率(%)	69.3	30.7	100

(2) 実施方法

- ・発送 4月13日（金）に、本人あて直接郵送
- ・回収 4月30日（月）までの期限設定

(3) 設問内容 別添のとおり

(4) 回収数（5月2日時点集計） ※回収率は、カッコ書の未着分を除く。

	配布数	回収数	回収率
栃木市	4,850(19)	1,463	30.3%
岩舟町	2,150(16)	699	32.8%
無回答		247	
合計	7,000(35)	2,409	34.6%

(5) 集計結果の公表

合併協議会ホームページ・合併協議会だよりに集計結果を公表する。

栃木市・岩舟町合併協議会

新市のまちづくりに関する住民アンケート

H24. 5. 2 時点集計

問 1 ご自身のことについて

F1 性別

	件数	%
男 性	847	35.2
女 性	1,054	43.8
無回答	508	21.1
合 計	2,409	100.0

F2 年齢

	件数	%
15～29歳	241	10.0
30～39歳	269	11.2
40～49歳	290	12.0
50～59歳	411	17.1
60～69歳	564	23.4
70歳以上	587	24.4
無回答	47	2.0
合 計	2,409	100.0

F3 住まい

	件数	%
栃木市	1,463	60.7
岩舟町	699	29.0
無回答	247	10.3
合 計	2,409	100.0

F4 何年間居住しているか

	件数	%
5年以内	145	6.0
6年～10年	99	4.1
11年～20年	291	12.1
21年～29年	286	11.9
30年以上	1,536	63.8
無回答	52	2.2
合 計	2,409	100.0

F5 職業

	件数	%
農林業	110	4.6
自営業	205	8.5
会社員	540	22.4
団体職員	33	1.4
公務員	64	2.7
パート・アルバイト	304	12.6
家事専業	310	12.9
学生	106	4.4
無職	628	26.1
その他	64	2.7
無回答	45	1.9
合 計	2,409	100.0

問2 現状への満足度・新市における重要度

現状への満足度

	満足	やや満足	やや不満	不満	無回答
(1) 防犯・防災などの安全安心対策	168	1,192	720	172	157
(2) 環境保全・ごみ処理対策	417	1,335	439	98	120
(3) 公共交通の充実	205	897	770	400	137
(4) 障がい者など社会的弱者の自立・生活支援	147	1,108	772	181	201
(5) 保育・児童福祉などの子育て支援	192	1,147	665	192	213
(6) 高齢者福祉サービス	221	1,048	785	213	142
(7) 医療体制の充実	177	891	882	339	120
(8) 商業の振興	67	580	988	579	195
(9) 企業誘致など工業の振興・雇用創出	48	494	1,005	659	203
(10) 観光の振興	130	1,006	782	307	184
(11) 森林保全や農林業の振興	104	1,020	825	197	263
(12) 道路・上下水道などの整備・保全	232	960	710	383	124
(13) 人口減少地域への取り組み	52	616	1,102	443	196
(14) 居住環境の整備	175	1,194	690	184	166
(15) 学校教育環境の整備	233	1,254	588	126	208
(16) スポーツ・生涯学習の充実・活動支援	199	1,280	612	100	218
(17) 歴史芸術文化の振興・活動支援	167	1,321	602	109	210
(18) 行財政改革への取り組み	92	796	910	398	213
(19) 行政への住民参画、適切な情報提供	99	1,005	863	254	188
(20) 市民活動への支援	122	1,118	804	157	208

新市における重要度

	重要	やや重要	あまり重要 ではない	重要では ない	無回答
(1) 防犯・防災などの安全安心対策	1,520	604	44	10	231
(2) 環境保全・ごみ処理対策	1,278	817	69	10	235
(3) 公共交通の充実	994	965	200	22	228
(4) 障がい者など社会的弱者の自立・生活支援	1,092	938	100	19	260
(5) 保育・児童福祉などの子育て支援	1,309	752	68	19	261
(6) 高齢者福祉サービス	1,316	773	87	17	216
(7) 医療体制の充実	1,675	482	35	6	211
(8) 商業の振興	1,044	945	139	27	254
(9) 企業誘致など工業の振興・雇用創出	1,278	730	131	23	247
(10) 観光の振興	771	1,082	248	57	251
(11) 森林保全や農林業の振興	675	1,051	321	57	305
(12) 道路・上下水道などの整備・保全	1,145	872	141	30	221
(13) 人口減少地域への取り組み	1,059	874	212	35	229
(14) 居住環境の整備	860	1,056	167	22	304
(15) 学校教育環境の整備	1,074	905	95	30	305
(16) スポーツ・生涯学習の充実・活動支援	583	1,106	342	65	313
(17) 歴史芸術文化の振興・活動支援	483	1,044	485	82	315
(18) 行財政改革への取り組み	1,245	713	109	23	319
(19) 行政への住民参画、適切な情報提供	983	944	154	26	302
(20) 市民活動への支援	699	1,068	285	55	302

問3 合併について期待する事（2つ以内）

	件数	%
1 利用できる窓口サービスや公共施設が増え、便利になる	443	9.7
2 財政力の強化や職員の専門化などにより、行政サービスの質が向上する	322	7.1
3 地域のイメージアップが図れる	182	4.0
4 両市町の交流が活発となり、地域が活性化する	546	12.0
5 財政規模の拡大を活かした大規模事業など各種事業の計画的な実施ができる	307	6.7
6 産業・観光の基盤整備など地域振興が図られる	293	6.4
7 広域的視点からの道路、公共施設の整備など効果的なまちづくりが推進される	492	10.8
8 特別職・議員・行政委員等の減少により、経費の削減ができる	1,078	23.7
9 行政組織の統合などによる効率化や経費の節減ができる	761	16.7
10 その他	70	1.5
無回答	57	1.3
合計	4,551	100.0

問4 合併後のまちづくりで配慮したほうが良い点（2つ以内）

	件数	%
1 新市の中心部と周辺部の発展に格差が生じないようにする	973	21.3
2 住民の声（要望など）が届きにくくならないようにする	747	16.3
3 合併前の地域（市町）の歴史や文化・伝統が薄れないようにする	364	8.0
4 行政サービス水準の均一化により、住民生活に急激な変化を及ぼさないようにする	558	12.2
5 公共料金や税金の負担が、公平かつ適正な負担となるようにする	1,169	25.5
6 公共投資が増え、財政状況が悪化しないようにする	657	14.4
7 その他	36	0.8
8 特になし	42	0.9
無回答	32	0.7
合 計	4,578	100.0

問5 将来どのような「まち」になって欲しいか（2つ以内）

	件数	%
1 道路・公園等の生活環境が整ったまち	200	4.3
2 交通網が発達した便利なまち	264	5.6
3 街並のきれいな景観に優れたまち	104	2.2
4 緑豊かな自然環境を大切にするまち	273	5.8
5 交通事故や犯罪のない安全なまち	490	10.5
6 消防・救急・防災体制の充実したまち	362	7.7
7 観光客をもてなす交流・観光のまち	98	2.1
8 高齢者・障がい者にやさしい福祉のまち	620	13.2
9 安心して子育てができるまち	450	9.6
10 保健・医療が充実したまち	775	16.5
11 農林業を振興する緑豊かなまち	80	1.7
12 商工業が発展した活力あるまち	426	9.1
13 歴史・伝統を大切にするまち	86	1.8
14 文化活動が盛んな心豊かなまち	72	1.5
15 教育環境が充実したまち	148	3.2
16 地域活動や住民参加が活発なまち	90	1.9
17 循環型社会に対応したエコなまち	75	1.6
18 その他	21	0.4
無回答	52	1.1
合 計	4,686	100.0

栃木市・岩舟町合併協議会

新市のまちづくりに関する 住民アンケート

～ご協力をお願い～

昨年4月に発足した栃木市・岩舟町合併協議会も、今年2月の第4回合併協議会より、合併に向けての実質的な協議がはじまりました。現在、新たなまちづくりのためのさまざまな話し合いが行われています。

合併協議会では、新市のまちづくりのマスタープラン（基本的な計画）となる合併市町村基本計画（新市まちづくり計画）を策定することになっています。この計画には住民のみなさまの意向をできるだけ反映したいと考えており、今回アンケート調査を行うこととしました。

このアンケートでは、合併に際し新市のまちづくりに望むこと、合併することの期待や不安などについてお伺いいたしますので、ご協力をお願いいたします。



平成24年4月

栃木市・岩舟町合併協議会 会長 栃木市長 鈴木 俊美
副会長 岩舟町長 市村 隆

★参考：第4回合併協議会での主な確認事項（2月17日開催）

- ・合併の方式は、岩舟町を栃木市に編入する「編入合併」とする。
- ・新市の名称は、「栃木市」とする。
- ・新市の事務所の位置は、現在の栃木市役所とし、岩舟町庁舎は、総合支所とする。

ご記入にあたってのお願い

- ・この調査は、栃木市・岩舟町にお住まいの15歳以上の方から男女別に無作為に抽出した7,000名の方を対象に実施しています。
- ・アンケートの記入は、必ず封筒の宛名ご本人にお願いします。
- ・ご意見・ご意向に最も近い番号に直接○印をつけてください。

◎返信のお願い

- ・同封の返信用封筒（切手は不要）に記入した調査票を入れ、4月30日（月）までに投函されるようお願いいたします。

問い合わせ：栃木市・岩舟町合併協議会事務局（大平総合支所内） TEL0282-43-9203

アンケート調査票

問1 回答者ご自身についてお伺いします。あてはまるものに○印をつけてください。

あなたの性別は	1. 男性	2. 女性
あなたの年齢は	1. 15～29歳 2. 30～39歳 3. 40～49歳	4. 50～59歳 5. 60～69歳 6. 70歳以上
あなたのお住まいは	1. 栃木市	2. 岩舟町
現在の市町にお住まい になったの通算年数は	1. 5年以内 2. 6年～10年 3. 11年～20年	4. 21年～29年 5. 30年以上
あなたの職業は	1. 農林業 6. パート・アルバイト 2. 自営業 7. 家事専業 3. 会社員 8. 学生 4. 団体職員 9. 無職 5. 公務員 10. その他（ ）	

問2 お住まいの市町について、施策やサービス、現状に対する満足度と新しい市における重要度について、当てはまる番号に○印をつけてください。

設 問 項 目	現状への満足度				新市における重要度			
	満足	やや満足	やや不満	不満	重要	やや重要	あまり重要ではない	重要ではない
(記入例) ○○○の振興	1	2	3	4	1	2	3	4
(1) 防犯・防災などの安全安心対策	1	2	3	4	1	2	3	4
(2) 環境保全・ごみ処理対策	1	2	3	4	1	2	3	4
(3) 公共交通の充実	1	2	3	4	1	2	3	4
(4) 障がい者など社会的弱者の自立・生活支援	1	2	3	4	1	2	3	4
(5) 保育・児童福祉などの子育て支援	1	2	3	4	1	2	3	4
(6) 高齢者福祉サービス	1	2	3	4	1	2	3	4
(7) 医療体制の充実	1	2	3	4	1	2	3	4
(8) 商業の振興	1	2	3	4	1	2	3	4
(9) 企業誘致など工業の振興・雇用創出	1	2	3	4	1	2	3	4
(10) 観光の振興	1	2	3	4	1	2	3	4
(11) 森林保全や農林業の振興	1	2	3	4	1	2	3	4
(12) 道路・上下水道などの整備・保全	1	2	3	4	1	2	3	4
(13) 人口減少地域への取り組み	1	2	3	4	1	2	3	4

(14) 居住環境の整備	1	2	3	4	1	2	3	4
(15) 学校教育環境の整備	1	2	3	4	1	2	3	4
(16) スポーツ・生涯学習の充実・活動支援	1	2	3	4	1	2	3	4
(17) 歴史芸術文化の振興・活動支援	1	2	3	4	1	2	3	4
(18) 行財政改革への取り組み	1	2	3	4	1	2	3	4
(19) 行政への住民参画、適切な情報提供	1	2	3	4	1	2	3	4
(20) 市民活動への支援	1	2	3	4	1	2	3	4

問3 合併について何を期待しますか。あなたの考えに近いもの2つ以内に○印をつけてください。

1	利用できる窓口サービスや公共施設が増え、便利になる
2	財政力の強化や職員の専門化などにより、行政サービスの質が向上する
3	地域のイメージアップが図れる
4	両市町の交流が活発となり、地域が活性化する
5	財政規模の拡大を活かした大規模事業など各種事業の計画的な実施ができる
6	産業・観光の基盤整備など地域振興が図られる
7	広域的視点からの道路、公共施設の整備など効果的なまちづくりが推進できる
8	特別職・議員・行政委員等の減少により、経費の削減ができる
9	行政組織の統合などによる効率化や経費の節減ができる
10	その他（具体的に _____ ）

問4 合併後のまちづくりは、どのような点に配慮したほうが良いと思いますか。あなたの考えに近いもの2つ以内に○印をつけてください。

1	新市の中心部と周辺部の発展に格差が生じないようにする
2	住民の声（要望など）が届きにくくならないようにする
3	合併前の地域（市町）の歴史や文化・伝統が薄れないようにする
4	行政サービス水準の均一化により、住民生活に急激な変化を及ぼさないようにする
5	公共料金や税金の負担が、公平かつ適正な負担となるようにする
6	公共投資が増え、財政状況が悪化しないようにする
7	その他（具体的に _____ ）
8	特にない

問5 新市は、将来どのような「まち」になって欲しいと思いますか。あなたの考えに近いもの2つ以内に○印をつけてください。

1 道路・公園等の生活環境が整ったまち	10 保健・医療が充実したまち
2 交通網が発達した便利なまち	11 農林業を振興する緑豊かなまち
3 街並みのきれいな景観に優れたまち	12 商工業が発展した活力あるまち
4 緑豊かな自然環境を大切にするまち	13 歴史・伝統を大切にするまち
5 交通事故や犯罪のない安全なまち	14 文化活動が盛んな心豊かなまち
6 消防・救急・防災体制の充実したまち	15 教育環境が充実したまち
7 観光客をもてなす交流・観光のまち	16 地域活動や住民参加が活発なまち
8 高齢者・障がい者にやさしい福祉のまち	17 循環型社会に対応したエコなまち
9 安心して子育てができるまち	18 その他()

問6 最後に、地域の将来や、合併に関するご意見、ご要望、アイディアなどがございましたら、ご自由にお書きください。

ご協力ありがとうございました。

ご記入漏れをお確かめのうえ、同封の返信用封筒に入れて、4月30日（月）
までにご返送ください。（切手は不要です）

議案第 10 号

平成 24 年度栃木市・岩舟町合併協議会事業計画について

平成 24 年度栃木市・岩舟町合併協議会事業計画について、別紙のとおり
提案する。

平成 24 年 5 月 23 日

栃木市・岩舟町合併協議会
会 長 鈴 木 俊 美

平成24年度 栃木市・岩舟町合併協議会事業計画（案）

番号	事業項目	事業内容
1	合併協議会の開催	合併協議会は、合併協定項目の協議及び合併市町村基本計画の策定のため、合併協議会を開催する。
2	合併協定項目その他合併に必要な事項についての調整	市町村の合併の特例に関する法律に定める協議事項、その他必要な協議事項を専門的に検討し、調整方針案を作成する。
3	合併市町村基本計画の作成	合併後の市政の円滑な運営と住民福祉の向上を図るため、まちづくりの基本方針、主要施策などについての計画及び財政計画を作成する。
4	事務事業等の一元化	事務事業一元化の調整方針に基づき、条例・規則等の例規立案の調査を行う。 電算システム及びネットワークシステムの調整方針に基づき、システム統合の準備を行う。
5	合併情報の提供	住民への合併情報の提供については、合併協議会だよりを発行するとともに、ホームページに情報を掲載する。また、住民説明会を開催し合併協議の内容等を住民に周知し、広く意見を聴取する。

協議第 7 号

合併協定項目 1 4 一部事務組合等の取扱いについて

一部事務組合等の取扱いについて、協議を求める。

平成 2 4 年 5 月 2 3 日提出

栃木市・岩舟町合併協議会
会 長 鈴 木 俊 美

項 目	合併協定項目 1 4 一部事務組合等の取扱い
調整方針	栃木地区広域行政事務組合については、合併の前日をもって解散する。組合の業務、財産、債務及び一般職の職員については、すべて栃木市に引き継ぐものとする。

平成 年 月 日（確認・継続協議）

様式 1

栃木市・岩舟町合併協議会の調整内容

合併協定項目	1 4 一部事務組合等の取扱い	関係項目	栃木地区広域行政事務組合
調整の方針	栃木地区広域行政事務組合については、合併の前日をもって解散する。組合の業務、財産、債務及び一般職の職員については、すべて栃木市に引き継ぐものとする。		
現 況			具体的な調整内容
○栃木地区広域行政事務組合に関すること ・組織の名称 栃木地区広域行政事務組合 ・目的 一市町で処理することが困難な事務あるいは広域で取り組んだ方が効率的な事務を、共同で処理する。 ・構成団体 栃木市、岩舟町 ・共同処理事務 ごみ処理施設の設置及び管理運営に関する事務 ・経費負担割合 議会総務費 市町割 2 5 %、人口割 7 5 % 衛生費（清掃）人口割 2 5 %、処理量割 7 5 % ・管理者等 管理者 関係市町の長が互選（現行 栃木市長） 副管理者 関係市町の長が互選（現行 岩舟町長） 会計管理者 管理者が関係市町の会計管理者のうちから任命（現行 栃木市会計管理者） 監査委員 管理者が組合議会の同意を得て選任 有識見 1 人（現行 税理士） 議 選 1 人（現行 栃木市議会議員） ・組合議会議員 定数 1 4 人（栃木市 1 2 人、岩舟町 2 人） 選出 関係市町の議会の議長及び関係市町の議会において当該議会の議員のうちから選挙された者 議長等 組合の議会において選挙（現行 議長 栃木市議会議長、副議長 岩舟町議会議長） ※財産、債務及び一般職の職員の現況は、「協定項目 5 財産及び債務の取扱い」及び「協定項目 1 0 一般職の職員の取扱い」に記載。			栃木地区広域行政事務組合については、合併の前日をもって解散する。組合の業務、財産、債務及び一般職の職員については、すべて栃木市に引き継ぐものとする。

関 係 法 令

○地方自治法

(組合の種類及び設置)

第 2 8 4 条 地方公共団体の組合は、一部事務組合及び広域連合とする。

2 普通地方公共団体及び特別区は、その事務の一部を共同処理するため、その協議により規約を定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を得て、一部事務組合を設けることができる。この場合において、一部事務組合内の地方公共団体につきその執行機関の権限に属する事項がなくなつたときは、その執行機関は、一部事務組合の成立と同時に消滅する。

3 普通地方公共団体及び特別区は、その事務で広域にわたり処理することが適当であると認めるものに関し、広域にわたる総合的な計画（以下「広域計画」という。）を作成し、その事務の管理及び執行について広域計画の実施のために必要な連絡調整を図り、並びにその事務の一部を広域にわたり総合的かつ計画的に処理するため、その協議により規約を定め、前項の例により、総務大臣又は都道府県知事の許可を得て、広域連合を設けることができる。この場合においては、同項後段の規定を準用する。

4 総務大臣は、前項の許可をしようとするときは、国の関係行政機関の長に協議しなければならない。

第 2 8 5 条 市町村及び特別区の手務に関し相互に関連するものを共同処理するための市町村及び特別区の一部事務組合については、市町村又は特別区の共同処理しようとする事務が他の市町村又は特別区の共同処理しようとする事務と同一の種類のものでない場合においても、これを設けることを妨げるものではない。

(解散)

第 2 8 8 条 一部事務組合を解散しようとするときは、関係地方公共団体の協議により、第 2 8 4 条第 2 項の例により、総務大臣又は都道府県知事に届出をしなければならない。

(財産処分)

第 2 8 9 条 第 2 8 6 条又は前条の場合において、財産処分を必要とするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定める。

(議会の議決を要する協議)

第 2 9 0 条 第 2 8 4 条第 2 項、第 2 8 6 条、第 2 8 8 条及び前条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

協議第 8 号

合併協定項目 5 財産及び債務の取扱いについて

財産及び債務の取扱いについて、協議を求める。

平成 2 4 年 5 月 2 3 日提出

栃木市・岩舟町合併協議会
会 長 鈴 木 俊 美

項 目	合併協定項目 5 財産及び債務の取扱い
調整方針	1 岩舟町の所有する財産及び債務は、すべて栃木市に引き継ぐこととする。 2 栃木市と岩舟町との合併により解散となる栃木地区広域行政事務組合の所有する財産及び債務は、すべて栃木市に引き継ぐこととする。 3 財産区有財産は、財産区有財産として栃木市に引き継ぐこととする。

平成 年 月 日（確認・継続協議）

様式 1

栃木市・岩舟町合併協議会の調整内容

合併協定項目	5 財産及び債務の取扱い					関係項目	
調整の方針	1 岩舟町の所有する財産及び債務は、すべて栃木市に引き継ぐこととする。 2 栃木市と岩舟町との合併により解散となる栃木地区広域行政事務組合の所有する財産及び債務は、すべて栃木市に引き継ぐこととする。 3 財産区有財産は、財産区有財産として栃木市に引き継ぐこととする。						
現 況							具体的な調整内容
栃 木 市			岩 舟 町			栃木地区広域行政事務組合	
平成23年10月1日現在			平成22年度末現在			平成23年10月1日現在	栃木市に引き継ぐ
1. 公有財産			1. 公有財産			1. 公有財産	
(1)行政財産	土 地	建 物	(1)行政財産	土 地	建 物	(1)行政財産	
○公用財産			○公用財産			○公用財産	
庁 舎	31,354.950 m ²	21,118.067 m ²	庁 舎	6,677.90 m ²	2,276.58 m ²	庁 舎	— —
消防施設	16,321.560 m ²	7,593.411 m ²	消防施設	2,260.04 m ²	692.07 m ²	消防施設	— —
その他	53,010.980 m ²	7,037.774 m ²	その他	17,129.61 m ²	1,073.68 m ²	その他	85,498.00 m ² 22,371.00 m ²
計	100,687.490 m ²	35,749.252 m ²	計	26,067.55 m ²	4,042.33 m ²	計	85,498.00 m ² 22,371.00 m ²
○公共用財産			○公共用財産				
学 校	880,819.602 m ²	237,071.097 m ²	学 校	162,305.13 m ²	31,237.79 m ²		
公営住宅	45,542.050 m ²	59,404.024 m ²	公営住宅	725.30 m ²	221.84 m ²		
公園・広場	1,383,515.739 m ²	25,171.283 m ²	公園・広場	208,699.76 m ²	0.00 m ²		
その他	1,252,734.247 m ²	126,545.084 m ²	その他	78,202.27 m ²	12,505.66 m ²		
計	3,562,611.638 m ²	448,191.488 m ²	計	449,932.46 m ²	43,965.29 m ²		
(2)普通財産	土 地	建 物	(2)普通財産	土 地	建 物		
○宅地・建物	113,182.387 m ²	2,223.970 m ²	○宅地・建物	24,802.11 m ²	1,282.25 m ²		
○山 林	537,201.570 m ²	0.000 m ²	○山 林	14,031.00 m ²	0.00 m ²		
○その他	209,928.760 m ²	12,990.190 m ²	○その他	40,414.00 m ²	0.00 m ²		
計	860,312.717 m ²	15,214.160 m ²	計	79,247.11 m ²	1,282.25 m ²		
合計	4,523,611.845 m ²	499,154.900 m ²	合計	555,247.12 m ²	49,299.87 m ²	合計	85,498.00 m ² 22,371.00 m ²

公営企業（水道事業会計）

現 況						具体的な調整内容
栃 木 市					岩 舟 町	
平成23年10月1日現在 栃木水道事業	大平水道事業	藤岡水道事業	都賀水道事業	西方水道事業	平成22年度末現在 岩舟町水道事業	岩舟町の所有する 財産及び債務は、土 地、建物、債務、有価 証券等の種類別一覧 表などに整理し、引継 ぎする。なお、書類等 保管場所については、 当面の間、現行の保管 場所とし、合併後に統 合する。
1. 土地 28,020.62 m ² 2. 施設 ・ 菌部浄水場 ・ 川原田浄水場 ・ 大塚浄水場 ・ 大宮浄水場 ・ 各系統施設 合計 31 施設 ・ 水道庁舎 635.70 m ² ・ 水道施設面積 2,482.83 m ² ・ 水道導・配・送水管 366,038.9m 3. 物品 庁用車・貯蔵品等 4. 有価証券 政府短期証券 599,434 千円 5. 積立金 減債 500,000 千円 建設改良 480,000 千円 6. 債務 企業債 3,652,204 千円	1. 土地 11,130 m ² 2. 施設 ・ 川連水源地 ・ 蔵井水源地 ・ 上高島水源地 ・ 各系統施設 合計 22 施設 ・ 水道施設面積 558.57 m ² ・ 水道導・配・送水管 148,027.0m 3. 物品 庁用車・貯蔵品等 4. 有価証券 5. 積立金 減債 126,315 千円 建設改良 246,326 千円 6. 債務 企業債 1,826,884 千円	1. 土地 5,927.1 m ² 2. 施設 ・ 第1浄水場 ・ 第2浄水場 ・ 第3浄水場 ・ 各浄水場系統施設 合計 25 施設 ・ 水道施設面積 499.4 m ² ・ 水道導・配・送水管 143,577.8m 3. 物品 庁用車・貯蔵品等 4. 有価証券 5. 積立金 減債 89,000 千円 建設改良 248,000 千円 6. 債務 企業債 1,368,091 千円	1. 土地 10,354.07 m ² 2. 施設 ・ 都賀第1浄水場 ・ 都賀第2浄水場 ・ 浄水場系統施設 合計 15 施設 ・ 水道施設面積 1,620.71 m ² ・ 水道導・配・送水管 156,117.9m 3. 物品 庁用車・貯蔵品等 4. 有価証券 5. 積立金 減債 47,000 千円 建設改良 20,000 千円 6. 債務 企業債 1,431,037 千円	1. 土地 8,284.27 m ² 2. 施設 ・ 第1浄水場 ・ 第2浄水場 ・ 第3浄水場 ・ 各系統施設 合計 15 施設 ・ 水道施設面積 429.23 m ² ・ 水道導・配・送水管 129,632m 3. 物品 庁用車・貯蔵品等 4. 有価証券 5. 積立金 減債 15,086 千円 6. 債務 企業債 661,409 千円	1. 土地 20,354.93 m ² 2. 施設 ・ 第1浄水場 ・ 第2浄水場 ・ 第1水源 ・ 第2水源 ・ 第3水源 ・ 第6水源 ・ 第7水源 ・ 高区第1配水場 ・ 高区第2配水場 ・ 中央配水池 合計 10 施設 ・ 水道施設面積 1,320.76 m ² ・ 水道導・配・送水管 149,414.2m 3. 物品 庁用車・貯蔵品等 4. 有価証券 5. 積立金 減債 3,000 千円 建設改良 15,001 千円 6. 債務 企業債 2,723,415 千円	

■別紙1

○出資による権利

(単位:千円)

出資による権利	栃木市	岩舟町	合 計
	平成23年10月1日現在	平成22年度末現在	
栃木県農業信用基金協会出資金	19,640	3,650	23,290
栃木県信用保証協会出捐金	40,991	3,832	44,823
地方公共団体金融機構出資金	10,200	1,100	11,300
栃木市土地開発公社出資金	5,000		5,000
みかも森林組合出資金	801		801
栃木市水道事業出捐金(旧藤岡町水道事業出捐金)	25,800		25,800
栃木県農業振興公社出捐金	14,741		14,741
(財)栃木県南地域地場産業振興センター出捐金	700	200	900
(財)栃木県森林整備公社出捐金	1,600	300	1,900
(財)栃木県国際交流協会出捐金	5,096	600	5,696
(財)栃木県シルバー人材センター連合会出捐金	656	80	736
(福)とちぎ健康福祉協会出捐金	1,804	220	2,024
(財)栃木県観光物産協会出捐金	1,070	100	1,170
(財)栃木県暴力追放県民センター出捐金	6,504	805	7,309
(財)栃木県臓器移植推進協会出捐金	6,906		6,906
(財)栃木県建設総合技術センター出捐金	821	56	877
(財)リバーフロント整備センター出捐金	1,000		1,000
(財)砂防フロンティア整備推進機構出捐金	230		230
(財)渡良瀬遊水地アクリメーション振興財団出捐金	14,800		14,800
(財)藤岡町農業公社出捐金	20,000		20,000
(財)都賀町農業公社出捐金	20,000		20,000
栃木県林業従事者育成確保基金拠出金	5,663	975	6,638
栃木県農業後継者育成基金出捐金	1,426	2,865	4,291
西方町水道事業出資金	514,244		514,244
栃木県農業空中散布事故損害補償基金		101	101
合 計	719,693	14,884	734,577

■別紙2

○基金

(単位:千円)

基金名	栃木市	岩舟町	広域行政	合計
	平成23年10月1日 現在	平成22年度末 現在	平成23年10月1日 現在	
土地開発基金	60,089	50,095		110,184
印紙等購買基金	5,000			5,000
保護費即時払基金	1,000			1,000
奨学基金	96,749			96,749
財政調整基金	4,877,717	564,220	639,859	6,081,796
減債基金	2,312,193	356,146		2,668,339
ふるさと整備事業基金	48,886	91,266		140,152
庁舎建設基金	1,770,125			1,770,125
大澤基金	1,114,739 土地 3267m ²			1,114,739 土地 3267m ²
土地総合調整基金	79,067			79,067
皆川地区振興基金	62,254			62,254
市民協働まちづくりファンド	5,297			5,297
聖地公園管理基金	51,215			51,215
地域福祉基金	502,254	220,763		723,017
罹災救助基金	22,972			22,972
栃木駅周辺地区景観形成基金	629			629
義務教育施設整備基金	772,085	122,443		894,528
大宮南小学校教育振興基金	1,000			1,000
スポーツ振興基金	13,755			13,755
ふるさと文化振興基金	58,233			58,233
図書館振興基金	21,748			21,748
国民健康保険財政調整基金	466,006	73,836		539,842
介護保険介護給付費準備基金	959,159	97,057		1,056,216
介護従事者処遇改善臨時特例基金	6,222			6,222
同和対策住宅新築資金等借入償還基金	57,431			57,431
中山間地域農村環境保全基金	10,034			10,034
さくら基金	4,675			4,675
社会教育関係施設整備基金		117,721		
総合保育所整備基金		172,710		
合 計	13,380,534	1,866,257	639,859	15,886,650

■別紙3

○地方債・企業債残高

(単位:千円)

地方債・企業債残高会計区分	栃木市	岩舟町	広域行政	合計
	平成23年10月1日 現在	平成22年度末 現在	平成23年10月1日 現在	
普通会計	43,459,022	5,278,061	5,240,122	53,977,205
(一般会計)	43,454,143	5,278,061	5,240,122	53,972,326
(地域改善住宅新築資金等貸付 事業費特別会計)	4,879			4,879
下水道特別会計	25,488,407	4,149,597		29,638,004
農業集落排水事業特別会計	3,737,680			3,737,680
水道事業会計	8,939,625	2,723,415		11,663,040
医療福祉モール特別会計	192,537			192,537
合 計	81,817,271	12,151,073	5,240,122	99,208,466

○債務負担行為に基づく平成23年度以降支出予定額

(単位:千円)

債務負担行為支出予定額	栃木市	岩舟町	広域行政	合計
	平成22年度末 現在	平成22年度末 現在	平成23年10月1日 現在	
平成23年度以降支出予定額	4,013,051	173,668	7,412,859	11,599,578

内 訳	一般	3,466,155	114,406	7,412,859
	下水	2,853	300	
	水道	544,043	58,962	
	計	4,013,051	173,668	7,412,859

■別紙 4

【栃木市寺尾財産区】

①設置年月日

昭和29年9月30日

②議会

(1)議員定数 11人

(2)任期 4年

(3)議会開催 定例会 年2回(前年度の決算認定、次年度の予算)

③財産(平成22年度末)

(1)土地 山林 712,364㎡

立木推定蓄積量 15,473㎥

(2)建物 倉庫 46㎡

(3)出資金 みかも森林組合 2,580千円

④基金状況(平成22年度末)

274,635,696円

⑤財産管理状況

(1)直営林 下草刈、枝打ち、間伐等

(2)貸付 4か所、371,733.88㎡

【岩舟町大字小野寺財産区】

①設置年月日

明治22年

②議会

(1)議員定数 15人

(2)任期 3年

(3)議会開催 定例会 年3回(前年度の決算認定、次年度の予算等)

③財産

(1)土地 566,694㎡(平成22年度末)

山林 565,112㎡

雑種地 1,582㎡

④財産管理状況

(1)直営林 下草刈

(2)貸付 個人等への貸付(法人2 個人25) 92,669㎡

県行造林 146,590㎡

協議第 9 号

合併協定項目 1 0 一般職の職員の身分の取扱いについて

一般職の職員の身分の取扱いについて、協議を求める。

平成 2 4 年 5 月 2 3 日提出

栃木市・岩舟町合併協議会

会 長 鈴 木 俊 美

項 目	合併協定項目 1 0 一般職の職員の身分の取扱い
調整方針	1 岩舟町の一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第 1 2 条の規定により、全て栃木市の職員として引き継ぐものとする。 2 栃木市と岩舟町との合併により解散となる栃木地区広域行政事務組合の一般職の職員は、全て栃木市の職員として引き継ぐものとする。 3 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。

	4 職員の職名及び任用要件については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から調整し、統一を図る。 5 給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し、統一を図る。なお、現職員については、合併前の給料を保障する。
--	--

平成 年 月 日（確認・継続協議）

様式 1

栃木市・岩舟町合併協議会の調整内容

合併協定項目	1 0 一般職の職員の身分の取扱い	関係項目																																																																															
調整の方針	1 岩舟町の一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第 1 2 条の規定により、全て栃木市の職員として引き継ぐものとする。 2 栃木市と岩舟町との合併により解散となる栃木地区広域行政事務組合の一般職の職員は、全て栃木市の職員として引き継ぐものとする。 3 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。 4 職員の職名及び任用要件については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から調整し、統一を図る。 5 給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し、統一を図る。なお、現職員については、合併前の給料を保障する。																																																																																
現 況																																																																																	
栃 木 市	岩 舟 町	栃木地区広域行政事務組合	具体的な調整内容																																																																														
平成2 4 年4 月1 日現在 【職員の定数及び職員数】（特別職を含まない） <table><tr><td>区 分</td><td>条例定数</td><td>実 配 置</td></tr><tr><td>①市長の事務部局</td><td>920</td><td>849</td></tr><tr><td>②議会の事務部局</td><td>12</td><td>9</td></tr><tr><td>③教育委員会の事務部局</td><td>218</td><td>204</td></tr><tr><td>④選挙管理委員会の事務部局</td><td>5</td><td>3</td></tr><tr><td>⑤監査委員の事務部局</td><td>5</td><td>4</td></tr><tr><td>⑥公平委員会の事務部局</td><td>1</td><td>－</td></tr><tr><td>⑦農業委員会の事務部局</td><td>10</td><td>9</td></tr><tr><td>⑧消防職員</td><td>150</td><td>167</td></tr><tr><td>⑨企業職員（水道）</td><td>39</td><td>27</td></tr><tr><td>合 計</td><td>1, 360</td><td>1, 272</td></tr></table> ※ 教育委員会の事務局には、学校その他の教育機関の職員を含む。 消防職員の定数は、平成2 7 年3 月3 1 日までの間1 7 0 人	区 分	条例定数	実 配 置	①市長の事務部局	920	849	②議会の事務部局	12	9	③教育委員会の事務部局	218	204	④選挙管理委員会の事務部局	5	3	⑤監査委員の事務部局	5	4	⑥公平委員会の事務部局	1	－	⑦農業委員会の事務部局	10	9	⑧消防職員	150	167	⑨企業職員（水道）	39	27	合 計	1, 360	1, 272	平成2 4 年4 月1 日現在 【職員の定数及び職員数】（特別職、教育長を含まない） <table><tr><td>区 分</td><td>条例定数</td><td>実 配 置</td></tr><tr><td>①町長の事務部局</td><td>140</td><td>118</td></tr><tr><td>②議会の事務部局</td><td>3</td><td>3</td></tr><tr><td>③教育委員会の事務部局</td><td>51</td><td>26</td></tr><tr><td>④選挙管理委員会の事務部局</td><td>（兼任9）</td><td>（兼任8）</td></tr><tr><td>⑤監査委員の事務部局</td><td>（兼任1）</td><td>（兼任1）</td></tr><tr><td>⑥公平委員会の事務部局</td><td>－</td><td>－</td></tr><tr><td>⑦農業委員会の事務部局</td><td>（兼任4）</td><td>（兼任3）</td></tr><tr><td>⑧消防職員</td><td>－</td><td>－</td></tr><tr><td>⑨企業職員（水道）</td><td>9</td><td>5</td></tr><tr><td>合 計</td><td>203</td><td>152</td></tr></table> ※ 教育委員会の事務局には、学校その他の教育機関の職員を含む。	区 分	条例定数	実 配 置	①町長の事務部局	140	118	②議会の事務部局	3	3	③教育委員会の事務部局	51	26	④選挙管理委員会の事務部局	（兼任9）	（兼任8）	⑤監査委員の事務部局	（兼任1）	（兼任1）	⑥公平委員会の事務部局	－	－	⑦農業委員会の事務部局	（兼任4）	（兼任3）	⑧消防職員	－	－	⑨企業職員（水道）	9	5	合 計	203	152	平成2 4 年4 月1 日現在 【職員の定数及び職員数】（特別職を含まない） <table><tr><td>区 分</td><td>条例定数</td><td>実 配 置</td></tr><tr><td>①管理者の事務部局</td><td>14</td><td>13</td></tr><tr><td>②議会の事務部局</td><td>2</td><td>－</td></tr><tr><td>合 計</td><td>16</td><td>13</td></tr></table>	区 分	条例定数	実 配 置	①管理者の事務部局	14	13	②議会の事務部局	2	－	合 計	16	13	岩舟町の一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第 1 2 条の規定により、全て栃木市の職員として引き継ぐものとする。 栃木市と岩舟町との合併により解散となる栃木地区広域行政事務組合の一般職の職員は、全て栃木市の職員として引き継ぐものとする。 職員数については、合併後速やかに定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。
区 分	条例定数	実 配 置																																																																															
①市長の事務部局	920	849																																																																															
②議会の事務部局	12	9																																																																															
③教育委員会の事務部局	218	204																																																																															
④選挙管理委員会の事務部局	5	3																																																																															
⑤監査委員の事務部局	5	4																																																																															
⑥公平委員会の事務部局	1	－																																																																															
⑦農業委員会の事務部局	10	9																																																																															
⑧消防職員	150	167																																																																															
⑨企業職員（水道）	39	27																																																																															
合 計	1, 360	1, 272																																																																															
区 分	条例定数	実 配 置																																																																															
①町長の事務部局	140	118																																																																															
②議会の事務部局	3	3																																																																															
③教育委員会の事務部局	51	26																																																																															
④選挙管理委員会の事務部局	（兼任9）	（兼任8）																																																																															
⑤監査委員の事務部局	（兼任1）	（兼任1）																																																																															
⑥公平委員会の事務部局	－	－																																																																															
⑦農業委員会の事務部局	（兼任4）	（兼任3）																																																																															
⑧消防職員	－	－																																																																															
⑨企業職員（水道）	9	5																																																																															
合 計	203	152																																																																															
区 分	条例定数	実 配 置																																																																															
①管理者の事務部局	14	13																																																																															
②議会の事務部局	2	－																																																																															
合 計	16	13																																																																															

現 況			具体的な調整内容
栃 木 市	岩 舟 町	栃木地区広域行政事務組合	
【職名】 ①行政職 部長、危機管理監、支所次長、会計管理者、参事、課長、室長、館長、所長、主幹、課長補佐、室長補佐、館長補佐、所長補佐、副主任、係長、支所長、出張所長、園長、政策推進員、主計員、主査、主任、主事、保育士、技師、保健師、看護師、管理栄養士、栄養士、臨床心理士、社会福祉士 ②技能労務職 班長、総括技能員、主任技能員、主任技能員補、技能員 ③嘱託 嘱託 ④消防職（消防吏員） 消防長、消防本部次長、消防署長、課長、消防副署長、課長補佐、分署長、副主任、副分署長、係長、救助隊長、主査、救助副隊長、主任、主事 【勤務時間等】 ①行政職、技能労務職 勤務時間：午前8時30分～午後5時15分 休憩時間：午後0時～午後1時 休息時間：なし 労働時間：1日7時間45分、週38時間45分 週 休 日：日曜日及び土曜日 ②消防職 ア 毎日勤務 行政職と同じ。 イ 交代制勤務 ・勤務時間：午前8時30分～翌日午前8時30分 ・休憩時間：1勤務中2時間30分 ・休息時間：1勤務中30分 ・労働時間：1勤務当たり15時間30分 ・週 休 日：4週間を通じて8日 ・仮眠時間：1勤務中6時間 ※ ①、②とも、健康保持、時間外縮減のための早出遅出勤務の制度あり。	【職名】 ① 行政職 課長、室長、園長、主幹、副主任、主査、主任、主事、技師、総括主幹、所長、副所長、副園長、館長、保健師、保育士、主任保健師、主任保育士 ② 技能労務職 運転手、用務員、清掃員、調理員 主任運転手、主任用務員、主任清掃員、主任調理員 ③ 嘱託 嘱託 【勤務時間等】 ①行政職、技能労務職 勤務時間：午前8時30分～午後5時15分 休憩時間：午後0時～午後1時まで 休息時間：なし 労働時間：1日7時間45分、週38時間45分 週 休 日：日曜日及び土曜日	【職名】 ① 職（行政職） 事務局長、主幹、局長補佐、副主任、所長、係長、主査、主任、主事、技師 ② その他の職（技能労務職及び嘱託） 総括技能員、班長、主任技能員、主任技能員補、技能員、嘱託 【勤務時間等】 ①行政職、技能労務職 勤務時間：午前8時30分～午後5時15分 休憩時間：午後0時～午後1時まで 休息時間：なし 労働時間：1日7時間45分、週38時間45分 週 休 日：日曜日及び土曜日 ※ 健康保持、時間外縮減のための早出遅出勤務の制度あり。	職員の職名及び任用要件については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から調整し、統一を図る。

現 況			具体的な調整内容
栃 木 市	岩 舟 町	栃木地区広域行政事務組合	
【給料表】 ①行政職 行政職給料表（国行（一）） 8級制 ②技能労務職 技能労務職給料表（国行（二）） 5級制 ③消防職員 消防職給料表（国公安（一）） 8級制 【支給日】 給料 毎月 2 1 日 期末勤勉手当 6 月 3 0 日 1 2 月 1 0 日 【初任給】 ①行政職 大卒 1 級 2 5 号給 短大卒 1 級 1 5 号給 高卒 1 級 5 号給 ②技能労務職 中学卒 1 級 1 号給～5 3 号給 ③消防職 高校卒 1 級 1 号給 【昇給】 ①昇給日 毎年 1 月 1 日 ②昇給抑制 ・行政職、技能労務職、消防職 5 5 歳以上 2 号抑制 ・特定職（7 級以上） 5 5 歳未満 1 号抑制 ※②は 5 5 歳に達する年度から適用	【給料表】 ①行政職 行政職給料表（国行（一）） 6級制 ②技能労務職 技能労務職給料表（国行（二）） 5級制 【支給日】 給料 毎月 1 5 日 期末勤勉手当 6 月 3 0 日 1 2 月 1 0 日 【初任給】 ①行政職 大卒 1 級 2 5 号給 短大卒 1 級 1 5 号給 高卒 1 級 5 号給 ②技能労務職 高校卒 1 級 1 7 号給 中学卒 1 級 9 号給 【昇給】 ①昇給日 毎年 1 月 1 日 ②昇給抑制 ・行政職、技能労務職 5 5 歳以上 2 号抑制 ・特定職（6 級以上） 5 5 歳未満 1 号抑制	【給料表】 ①行政職 行政職給料表（国行（一）） 8級制 ②技能労務職 技能労務職給料表（国行（二）） 5級制 【支給日】 給料 毎月 2 1 日 期末勤勉手当 6 月 3 0 日 1 2 月 1 0 日 【初任給】 ①行政職 大卒 1 級 2 5 号給 短大卒 1 級 1 5 号給 高卒 1 級 5 号給 ②技能労務職 中学卒 1 級 1 号給～5 3 号給 【昇給】 ①昇給日 毎年 1 月 1 日 ②昇給抑制 ・行政職、技能労務職 5 5 歳以上 2 号抑制 ・特定職（7 級以上） 5 5 歳未満 1 号抑制	給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し、統一を図る。なお、現職員については、合併前の給料を保障する。

現 況			具体的な調整内容																																																																																																																	
栃 木 市	岩 舟 町	栃木地区広域行政事務組合																																																																																																																		
【級別職務及び消防職階級】 ①行政職 <table><tr><th>級</th><th>職 名</th></tr><tr><td>1級</td><td>主事、技師等</td></tr><tr><td>2級</td><td>主事、技師等</td></tr><tr><td>3級</td><td>主任</td></tr><tr><td>4級</td><td>係長、主査等</td></tr><tr><td>5級</td><td>副主幹</td></tr><tr><td>6級</td><td>課長補佐等</td></tr><tr><td>7級</td><td>参事、課長、主幹等</td></tr><tr><td>8級</td><td>部長、危機管理監、支所次長、会計管理者</td></tr></table> ②技能労務職 <table><tr><th>級</th><th>職 名</th></tr><tr><td>1級</td><td>技能員</td></tr><tr><td>2級</td><td>技能員</td></tr><tr><td>3級</td><td>主任技能員補</td></tr><tr><td>4級</td><td>主任技能員</td></tr><tr><td>5級</td><td>総括技能員、班長</td></tr></table> ③消防職 <table><tr><th>級</th><th>階 級</th><th>職 名</th></tr><tr><td>1級</td><td>消防士</td><td>主事</td></tr><tr><td>2級</td><td>消防副士長、消防士</td><td>主事</td></tr><tr><td>3級</td><td>消防士長</td><td>主任</td></tr><tr><td>4級</td><td>消防司令補</td><td>係長、主査</td></tr><tr><td>5級</td><td>消防司令</td><td>副主幹、副分署長</td></tr><tr><td>6級</td><td>消防司令</td><td>課長、課長補佐、分署長</td></tr><tr><td>7級</td><td>消防司令長</td><td>消防本部次長、消防署長、課長、消防副署長</td></tr><tr><td>8級</td><td>消防監</td><td>消防長</td></tr></table>	級	職 名	1級	主事、技師等	2級	主事、技師等	3級	主任	4級	係長、主査等	5級	副主幹	6級	課長補佐等	7級	参事、課長、主幹等	8級	部長、危機管理監、支所次長、会計管理者	級	職 名	1級	技能員	2級	技能員	3級	主任技能員補	4級	主任技能員	5級	総括技能員、班長	級	階 級	職 名	1級	消防士	主事	2級	消防副士長、消防士	主事	3級	消防士長	主任	4級	消防司令補	係長、主査	5級	消防司令	副主幹、副分署長	6級	消防司令	課長、課長補佐、分署長	7級	消防司令長	消防本部次長、消防署長、課長、消防副署長	8級	消防監	消防長	【級別職務】 ①行政職 <table><tr><th>級</th><th>職 名</th></tr><tr><td>1級</td><td>主事、技師、保健師、保育士</td></tr><tr><td>2級</td><td>主任、保健師、保育士</td></tr><tr><td>3級</td><td>主査、保健師、保育士</td></tr><tr><td>4級</td><td>副主幹、主任保健師、主任保育士</td></tr><tr><td>5級</td><td>主幹</td></tr><tr><td>6級</td><td>課長等、会計管理者</td></tr></table> ②技能労務職 <table><tr><th>級</th><th>職 名</th></tr><tr><td>1級</td><td>技能職員、労務職員</td></tr><tr><td>2級</td><td>技能職員、労務職員</td></tr><tr><td>3級</td><td>技能職員、労務職員</td></tr><tr><td>4級</td><td>技能職員、労務職員</td></tr><tr><td>5級</td><td>主任</td></tr></table>	級	職 名	1級	主事、技師、保健師、保育士	2級	主任、保健師、保育士	3級	主査、保健師、保育士	4級	副主幹、主任保健師、主任保育士	5級	主幹	6級	課長等、会計管理者	級	職 名	1級	技能職員、労務職員	2級	技能職員、労務職員	3級	技能職員、労務職員	4級	技能職員、労務職員	5級	主任	【級別職務】 ①行政職 <table><tr><th>級</th><th>職 名</th></tr><tr><td>1級</td><td>主事、技師</td></tr><tr><td>2級</td><td>主事、技師</td></tr><tr><td>3級</td><td>主任</td></tr><tr><td>4級</td><td>主査、係長、所長</td></tr><tr><td>5級</td><td>副主幹</td></tr><tr><td>6級</td><td>局長補佐</td></tr><tr><td>7級</td><td>事務局長、主幹</td></tr><tr><td>8級</td><td>事務局長</td></tr></table> ②技能労務職 <table><tr><th>級</th><th>職 名</th></tr><tr><td>1級</td><td>技能員</td></tr><tr><td>2級</td><td>技能員</td></tr><tr><td>3級</td><td>主任技能員補</td></tr><tr><td>4級</td><td>主任技能員</td></tr><tr><td>5級</td><td>総括技能員、班長</td></tr></table>	級	職 名	1級	主事、技師	2級	主事、技師	3級	主任	4級	主査、係長、所長	5級	副主幹	6級	局長補佐	7級	事務局長、主幹	8級	事務局長	級	職 名	1級	技能員	2級	技能員	3級	主任技能員補	4級	主任技能員	5級	総括技能員、班長	
級	職 名																																																																																																																			
1級	主事、技師等																																																																																																																			
2級	主事、技師等																																																																																																																			
3級	主任																																																																																																																			
4級	係長、主査等																																																																																																																			
5級	副主幹																																																																																																																			
6級	課長補佐等																																																																																																																			
7級	参事、課長、主幹等																																																																																																																			
8級	部長、危機管理監、支所次長、会計管理者																																																																																																																			
級	職 名																																																																																																																			
1級	技能員																																																																																																																			
2級	技能員																																																																																																																			
3級	主任技能員補																																																																																																																			
4級	主任技能員																																																																																																																			
5級	総括技能員、班長																																																																																																																			
級	階 級	職 名																																																																																																																		
1級	消防士	主事																																																																																																																		
2級	消防副士長、消防士	主事																																																																																																																		
3級	消防士長	主任																																																																																																																		
4級	消防司令補	係長、主査																																																																																																																		
5級	消防司令	副主幹、副分署長																																																																																																																		
6級	消防司令	課長、課長補佐、分署長																																																																																																																		
7級	消防司令長	消防本部次長、消防署長、課長、消防副署長																																																																																																																		
8級	消防監	消防長																																																																																																																		
級	職 名																																																																																																																			
1級	主事、技師、保健師、保育士																																																																																																																			
2級	主任、保健師、保育士																																																																																																																			
3級	主査、保健師、保育士																																																																																																																			
4級	副主幹、主任保健師、主任保育士																																																																																																																			
5級	主幹																																																																																																																			
6級	課長等、会計管理者																																																																																																																			
級	職 名																																																																																																																			
1級	技能職員、労務職員																																																																																																																			
2級	技能職員、労務職員																																																																																																																			
3級	技能職員、労務職員																																																																																																																			
4級	技能職員、労務職員																																																																																																																			
5級	主任																																																																																																																			
級	職 名																																																																																																																			
1級	主事、技師																																																																																																																			
2級	主事、技師																																																																																																																			
3級	主任																																																																																																																			
4級	主査、係長、所長																																																																																																																			
5級	副主幹																																																																																																																			
6級	局長補佐																																																																																																																			
7級	事務局長、主幹																																																																																																																			
8級	事務局長																																																																																																																			
級	職 名																																																																																																																			
1級	技能員																																																																																																																			
2級	技能員																																																																																																																			
3級	主任技能員補																																																																																																																			
4級	主任技能員																																																																																																																			
5級	総括技能員、班長																																																																																																																			

現 況			具体的な調整内容
栃 木 市	岩 舟 町	栃木地区広域行政事務組合	
【管理職手当】 ①行政職 部長 73,800円 参事 60,700円 課長 52,000円 主幹（課長に相当する者） 49,800円 主幹（上記以外の者） 43,300円 課長補佐 39,700円 ※ 規則に規定する特例措置により上記に85／ 100を乗じた額。 ②消防職 消防長 70,900円 消防本部次長、消防署長 59,700円 課長、消防副署長 51,200円 課長補佐（交代制勤務以外）、 分署長 40,600円 【扶養手当】 国の基準と同じ ①配偶者 13,000円 ②配偶者以外 1人につき 6,500円 ③満16歳の初年度～満22歳の年度末の子 1人につき加算 5,000円 【住居手当】 持家 なし 借家 国の基準と同じ （最高支給限度額 27,000円）	【管理職手当】 課長級 49,800円 園長 33,000円 ※ 55歳以上は1.5%減額 【扶養手当】 国の基準と同じ ①配偶者 13,000円 ②配偶者以外 1人につき 6,500円 ③満16歳の初年度～満22歳の年度末の子 1人につき加算 5,000円 【住居手当】 持家 なし 借家 国の基準と同じ （最高支給限度額 27,000円）	【管理職手当】 事務局長（8級） 73,800円 事務局長（7級） 52,000円 主幹 43,300円 局長補佐 39,700円 ※ 規則に規定する特例措置により上記に85／ 100を乗じた額。 【扶養手当】 国の基準と同じ ①配偶者 13,000円 ②配偶者以外 1人につき 6,500円 ③満16歳の初年度～満22歳の年度末の子 1人につき加算 5,000円 【住居手当】 持家 なし 借家 国の基準と同じ （最高支給限度額 27,000円）	

現 況			具体的な調整内容																																																																																	
栃 木 市	岩 舟 町	栃木地区広域行政事務組合																																																																																		
②消防職 ・はしご消防ポンプ自動車隊員として消防業務に従事 1月 1, 500円 ・通信員として通信業務に従事 1月 500円 ・火災に緊急出場し、火災の防ぎょ及び原因調査等に従事 1回 150円 ・救急及び救助業務に従事 1回 150円 (救急救命士の資格を有し、救急業務に従事する者にあつては、1回につき350円) 【時間外・夜間・休日勤務手当】 国の基準と同じ ①支給単価 (給料月額＋月額特殊勤務手当) × 1.2 × 支給割合／ 3.8時間45分× 5.2週－休日日数(週休日と重なる日を除く) × 7時間45分 ②支給割合 <table><tr><th>区 分</th><th>60 時間まで</th><th>60 時間超</th></tr><tr><td>勤務日</td><td>125/100</td><td>150/100</td></tr><tr><td>勤務日深夜</td><td>150/100</td><td>175/100</td></tr><tr><td>週休日</td><td>135/100</td><td>150/100</td></tr><tr><td>週休日深夜</td><td>160/100</td><td>175/100</td></tr><tr><td>休日(正規の勤務時間)</td><td>135/100</td><td>左記に同じ</td></tr><tr><td>休日(正規の勤務時間外)</td><td>135/100</td><td>150/100</td></tr><tr><td>休日(正規の勤務時間外)深夜</td><td>160/100</td><td>175/100</td></tr><tr><td>週休日の振替等により発生した時間外勤務手当</td><td>25/100</td><td>50/100</td></tr></table> ※ 時間外勤務代休時間の制度あり。 ③勤務時間数の計算 国の基準による。	区 分	60 時間まで	60 時間超	勤務日	125/100	150/100	勤務日深夜	150/100	175/100	週休日	135/100	150/100	週休日深夜	160/100	175/100	休日(正規の勤務時間)	135/100	左記に同じ	休日(正規の勤務時間外)	135/100	150/100	休日(正規の勤務時間外)深夜	160/100	175/100	週休日の振替等により発生した時間外勤務手当	25/100	50/100	【時間外・夜間・休日勤務手当】 国の基準と同じ ①支給単価 (給料月額＋月額特殊勤務手当) × 1.2 × 支給割合／ 3.8時間45分× 5.2週－休日日数(週休日と重なる日を除く) × 7時間45分 ②支給割合 <table><tr><th>区 分</th><th>60 時間まで</th><th>60 時間超</th></tr><tr><td>勤務日</td><td>125/100</td><td>150/100</td></tr><tr><td>勤務日深夜</td><td>150/100</td><td>175/100</td></tr><tr><td>週休日</td><td>135/100</td><td>150/100</td></tr><tr><td>週休日深夜</td><td>160/100</td><td>175/100</td></tr><tr><td>休日(正規の勤務時間)</td><td>135/100</td><td>左記に同じ</td></tr><tr><td>休日(正規の勤務時間外)</td><td>135/100</td><td>150/100</td></tr><tr><td>休日(正規の勤務時間外)深夜</td><td>160/100</td><td>175/100</td></tr><tr><td>週休日の振替等により発生した時間外勤務手当</td><td>25/100</td><td>50/100</td></tr></table> ※ 時間外勤務代休時間の制度あり。 ③勤務時間数の計算 国の基準による。	区 分	60 時間まで	60 時間超	勤務日	125/100	150/100	勤務日深夜	150/100	175/100	週休日	135/100	150/100	週休日深夜	160/100	175/100	休日(正規の勤務時間)	135/100	左記に同じ	休日(正規の勤務時間外)	135/100	150/100	休日(正規の勤務時間外)深夜	160/100	175/100	週休日の振替等により発生した時間外勤務手当	25/100	50/100	【時間外・夜間・休日勤務手当】 国の基準と同じ ①支給単価 (給料月額＋月額特殊勤務手当) × 1.2 × 支給割合／ 3.8時間45分× 5.2週－休日日数(週休日と重なる日を除く) × 7時間45分 ②支給割合 <table><tr><th>区 分</th><th>60 時間まで</th><th>60 時間超</th></tr><tr><td>勤務日</td><td>125/100</td><td>150/100</td></tr><tr><td>勤務日深夜</td><td>150/100</td><td>175/100</td></tr><tr><td>週休日</td><td>135/100</td><td>150/100</td></tr><tr><td>週休日深夜</td><td>160/100</td><td>175/100</td></tr><tr><td>休日(正規の勤務時間)</td><td>135/100</td><td>左記に同じ</td></tr><tr><td>休日(正規の勤務時間外)</td><td>135/100</td><td>150/100</td></tr><tr><td>休日(正規の勤務時間外)深夜</td><td>160/100</td><td>175/100</td></tr><tr><td>週休日の振替等により発生した時間外勤務手当</td><td>25/100</td><td>50/100</td></tr></table> ※ 時間外勤務代休時間の制度あり。 ③勤務時間数の計算 国の基準による。	区 分	60 時間まで	60 時間超	勤務日	125/100	150/100	勤務日深夜	150/100	175/100	週休日	135/100	150/100	週休日深夜	160/100	175/100	休日(正規の勤務時間)	135/100	左記に同じ	休日(正規の勤務時間外)	135/100	150/100	休日(正規の勤務時間外)深夜	160/100	175/100	週休日の振替等により発生した時間外勤務手当	25/100	50/100	
区 分	60 時間まで	60 時間超																																																																																		
勤務日	125/100	150/100																																																																																		
勤務日深夜	150/100	175/100																																																																																		
週休日	135/100	150/100																																																																																		
週休日深夜	160/100	175/100																																																																																		
休日(正規の勤務時間)	135/100	左記に同じ																																																																																		
休日(正規の勤務時間外)	135/100	150/100																																																																																		
休日(正規の勤務時間外)深夜	160/100	175/100																																																																																		
週休日の振替等により発生した時間外勤務手当	25/100	50/100																																																																																		
区 分	60 時間まで	60 時間超																																																																																		
勤務日	125/100	150/100																																																																																		
勤務日深夜	150/100	175/100																																																																																		
週休日	135/100	150/100																																																																																		
週休日深夜	160/100	175/100																																																																																		
休日(正規の勤務時間)	135/100	左記に同じ																																																																																		
休日(正規の勤務時間外)	135/100	150/100																																																																																		
休日(正規の勤務時間外)深夜	160/100	175/100																																																																																		
週休日の振替等により発生した時間外勤務手当	25/100	50/100																																																																																		
区 分	60 時間まで	60 時間超																																																																																		
勤務日	125/100	150/100																																																																																		
勤務日深夜	150/100	175/100																																																																																		
週休日	135/100	150/100																																																																																		
週休日深夜	160/100	175/100																																																																																		
休日(正規の勤務時間)	135/100	左記に同じ																																																																																		
休日(正規の勤務時間外)	135/100	150/100																																																																																		
休日(正規の勤務時間外)深夜	160/100	175/100																																																																																		
週休日の振替等により発生した時間外勤務手当	25/100	50/100																																																																																		

現 況			具体的な調整内容
栃 木 市	岩 舟 町	栃木地区広域行政事務組合	
【宿日直手当】 国の一般の宿日直手当を基準とする。 ・宿直勤務又は日直勤務 1回につき 4, 200円 ・上記のうち5時間未満 " 2, 100円 ・上記のうち年末年始 " 6, 300円 【管理職員特別勤務手当】 ①支給対象 課長補佐職から部長職 ②支給要件 ア 臨時及び緊急の必要その他公務の運営の必要による週休日及び休日の勤務 イ 防災体制に基づく深夜業務 ③支給額 ア 行政職 部長 8, 000円 参事 7, 000円 課長・主幹（課長に相当する者） 6, 000円 主幹（上記以外の者）・課長補佐 4, 000円 イ 消防職 消防長 8, 000円 消防本部次長・消防署長 7, 000円 課長・消防副署長 6, 000円 課長補佐（交代制勤務除く）・ 分署長 4, 000円 ※ 6時間超の場合、行政職、消防職とも、上記金額に150/100を乗じた額	【宿日直手当】 国の一般の宿日直手当を基準とする。 ・宿直勤務又は日直勤務 1回につき 4, 200円 ・上記のうち5時間未満 " 2, 100円 【管理職員特別勤務手当】 ①支給対象 課長職 ②支給要件 臨時及び緊急の必要その他公務の運営の必要による週休日及び休日の勤務 ③支給額 課長職 4, 000円 ※ 6時間超の場合、上記金額に150/100を乗じた額	【宿日直手当】 国の一般の宿日直手当を基準とする。 ・宿直勤務又は日直勤務 1回につき 4, 200円 ・上記のうち5時間未満 " 2, 100円 ・上記のうち年末年始 " 6, 300円 【管理職員特別勤務手当】 ①支給対象 局長補佐職から事務局長 ②支給要件 ア 臨時及び緊急の必要その他公務の運営の必要による週休日及び休日の勤務 イ 防災体制に基づく深夜業務 ③支給額 事務局長（8級） 8, 000円 事務局長（7級） 6, 000円 主幹・課長補佐 4, 000円 ※ 6時間超の場合、上記金額に150/100を乗じた額	

現 況			具体的な調整内容
栃 木 市	岩 舟 町	栃木地区広域行政事務組合	
【期末勤勉手当】 ①支給率 国と同じ ②役職加算率 ア 行政職・消防職 8級・7級 15／100 6級 10／100 5級・4級・3級 5／100 イ 技能労務職 3級以上 5／100 【退職手当】 栃木県市町村総合事務組合の規定による取扱い、 国の基準と同じ（最高59.28月分）	【期末勤勉手当】 ①支給率 国と同じ ②役職加算率 ア 行政職 6級 15／100 5級 12／100 4級 10／100 3級 5／100 イ 技能労務職 5級 12／100 4級 10／100 3級 5／100 【退職手当】 栃木県市町村総合事務組合の規定による取扱い、 国の基準と同じ（最高59.28月分）	【期末勤勉手当】 ①支給率 国と同じ ②役職加算率 ア 行政職・消防職 8級・7級 15／100 6級 10／100 5級・4級・3級 5／100 イ 技能労務職 3級以上 5／100 【退職手当】 栃木県市町村総合事務組合の規定による取扱い、 国の基準と同じ（最高59.28月分）	

一般職の身分の取扱いに関する法令

○地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）抜粋

（一般職に属する地方公務員及び特別職に属する地方公務員）

第 3 条 地方公務員（地方公共団体及び特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 2 項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）のすべての公務員をいう。以下同じ。）の職は、一般職と特別職とに分ける。

2 一般職は、特別職に属する職以外の一切の職とする。

3 特別職は、次に掲げる職とする。

(1) 就任について公選又は地方公共団体の議会の選挙、議決若しくは同意によることを必要とする職

(1) の 2 地方開発事業団の理事長、理事及び監事の職

(1) の 3 地方公営企業の管理者及び企業団の企業長の職

(2) 法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程により設けられた委員及び委員会（審議会その他これに準ずるものを含む。）の構成員の職で臨時又は非常勤のもの

(2) の 2 都道府県労働委員会の委員の職で常勤のもの

(3) 臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職

(4) 地方公共団体の長、議会の議長その他地方公共団体の機関の長の秘書の職で条例で指定するもの

(5) 非常勤の消防団員及び水防団員の職

(6) 特定地方独立行政法人の役員

○市町村の合併の特例に関する法律（平成 16 年 5 月 26 日法律第 59 号）抜粋

（職員の身分取扱い）

第 12 条 合併関係市町村は、その協議により、市町村の合併の際現にその職に在る合併関係市町村の一般職の職員が引き続き合併市町村の職員としての身分を保有するように措置しなければならない。

2 合併市町村は、職員の任免、給与その他の身分取扱いに関しては、職員のすべてに通じて公正に処理しなければならない。

先 進 事 例

○栃木市、大平町、藤岡町、都賀町合併協議会 (平成 22 年 3 月 29 日合併)

- 1 1 市 3 町一般職の職員は、市町村の合併の特例等に関する法律第 12 条の規定により、全て新市の職員として引き継ぐものとする。
- 2 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。
- 3 職員の職名及び任用要件については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から調整し、統一を図る。
- 4 給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し、統一を図る。なお、現職員については、現給を保障する。

○栃木市・西方町合併協議会 (平成 23 年 10 月 1 日合併)

- 1 西方町の一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第 12 条の規定により、全て栃木市の職員として引き継ぐものとする。
- 2 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。
- 3 職員の職名及び任用要件については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から調整し、統一を図る。
- 4 給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し、統一を図る。なお、現職員については、合併前の給料を保障する。

○宇都宮地域合併協議会

(宇都宮市、上河内町、河内町：平成 19 年 3 月 31 日合併)

- 1 すべて宇都宮市の職員として引き継ぎ、職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、適正化を図る。
- 2 職員の任免、給料その他の身分の取扱いについては、宇都宮市の職員と不均衡が生じないよう公正に取り扱い、その細目は、1 市 2 町の長が協議して別に定める。

○真岡市・二宮町合併協議会 (平成 21 年 3 月 23 日合併)

- 1 二宮町の一般職の職員は、すべて真岡市の一般職の職員として引き継ぐものとする。
- 2 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努める。
- 3 職員の職名及び任用要件については、真岡市の制度によるものとし、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から必要に応じて調整し統一を図る。
- 4 職員の給与については、真岡市の制度によるものとし、職員の処遇及び給与の適正化の観点から必要に応じて調整し統一を図る。

協議第 1 0 号

合併協定項目 1 2 条例、規則等の取扱いについて

条例、規則等の取扱いについて、協議を求める。

平成 2 4 年 5 月 2 3 日提出

栃木市・岩舟町合併協議会
会 長 鈴 木 俊 美

項 目	合併協定項目 1 2 条例、規則等の取扱い
調整方針	条例・規則等については、栃木市の条例、規則等を適用するものとする。ただし、各種事務事業の調整方針と関係する条例、規則等については、その調整を踏まえて新規制定、一部改正等を行うものとする。

平成 年 月 日（確認・継続協議）

様式 1

栃木市・岩舟町合併協議会の調整内容

合併協定項目	1 2 条例、規則等の取扱い	関係項目	
調整の方針	条例・規則等については、栃木市の条例、規則等を適用するものとする。ただし、各種事務事業の調整方針と関係する条例、規則等については、その調整を踏まえて新規制定、一部改正等を行うものとする。		
現		況	具体的な調整内容
栃 木 市		岩 舟 町	
【例規集登載】（H 2 4 年 3 月） 合計 1, 1 4 0 本 内訳 条例 2 7 7 本 規則 3 0 9 本 その他 5 5 4 本		【例規集登載】（H 2 4 年 3 月） 合計 5 2 5 本 内訳 条例 1 5 8 本 規則 1 3 8 本 その他 2 2 9 本	合併により、岩舟町の条例、規則等は失効することになるが、栃木市の条例規則等の中に合併後必要となる岩舟町の条例、規則等の内容を反映させるため、協議会で協議、承認された事務事業の調整内容に基づき、必要に応じて新規制定又は一部改正等を行うものとする。

条例規則の取扱いに関する法令

○地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）

第 2 条 地方公共団体は、法人とする。

2 普通地方公共団体は、地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるものを処理する。

3 略

（条例）

第 14 条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第 2 条第 2 項の事務に関し、条例を制定することができる。

2 略

（規則）

第 15 条 普通地方公共団体の長は、法令に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則を制定することができる。

2 略

合併協定項目協議資料

合併協定項目名	12 条例、規則等の取扱い
先進地事例（合併年月日）	
大田原市 (H17. 10. 1)	条例、規則等の取扱いについては、大田原市の条例、規則等を適用するものとする。ただし、各種事務事業の調整内容と関係する条例、規則等については、その調整を踏まえて新規制定、一部改正等を行うものとする。
鹿 沼 市 (H18. 1. 1)	条例、規則等の取扱いについては、鹿沼市の条例、規則等を適用するものとする。ただし、各事務事業の調整内容と関係する条例、規則等については、その調整を踏まえて新規制定、一部改正等を行うものとする。
真 岡 市 (H21. 3. 23)	条例、規則等の取扱いについては、真岡市の条例、規則等を適用するものとする。ただし、各事務事業の調整内容と関係する条例、規則等については、その調整を踏まえて新規制定、一部改正等を行うものとする。

協議第 1 1 号

合併協定項目 1 3 事務組織及び機構の取扱いについて

事務組織及び機構の取扱いについて、協議を求める。

平成 2 4 年 5 月 2 3 日提出

栃木市・岩舟町合併協議会
会 長 鈴 木 俊 美

項 目	合併協定項目 1 3 事務組織及び機構の取扱い
調整方針	1 新市の行政組織・機構は、既存の庁舎の活用を図ることを前提に、総合支所方式を採用するものとし、総合支所の組織については、現地解決型の地域振興を図ることができる体制を確保するとともに、市民サービスに急激な変化をきたすことのないように配慮するものとする。 2 合併時における組織については、栃木市の例により部制を執るものとする。

平成 年 月 日（確認・継続協議）

様式1

栃木市・岩舟町合併協議会の調整内容

合併協定項目	1 3 事務組織及び機構の取扱い				関係項目	
調整の方針	1 新市の行政組織・機構は、既存の庁舎の活用を図ることを前提に、総合支所方式を採用するものとし、総合支所の組織については、現地解決型の地域振興を図ることができる体制を確保するとともに、市民サービスに急激な変化をきたすことのないように配慮するものとする。 2 合併時における組織については、栃木市の例により部制を執るものとする。					
現 況 (平成24年4月1日現在)						具体的な調整内容
栃 木 市					岩 舟 町	
本 庁	大平総合支所	藤岡総合支所	都賀総合支所	西方総合支所		
総合政策部 総合政策課、まちなか土地利用推進室、 地域まちづくり課、合併推進室、 秘書広報課、財政課、人権推進課、 地域医療対策室 総務部 総務課、職員課、情報推進課、 契約検査課、消防防災課 理財部 管財課、施設管理課、市民税課、 資産税課、収税課 生活環境部 市民生活課、交通防犯課、保険医療課、 環境課、女性青少年課 保健福祉部 社会福祉課、生活福祉課、こども課、 高齢福祉課、介護保険課、健康増進課	大平総合支所 地域まちづくり課 税務課 生活環境課 健康福祉課 産業振興課 都市整備課 都市建設課 大平教育支所	藤岡総合支所 地域まちづくり課 税務課 生活環境課 健康福祉課 産業振興課 都市建設課 藤岡教育支所 部屋出張所	都賀総合支所 地域まちづくり課 税務課 生活環境課 健康福祉課 産業振興課 都市建設課 都賀教育支所	西方総合支所 地域まちづくり課 生活環境課 健康福祉課 産業建設課 西方教育支所 真名子出張所	総務課 企画課 税務課 住民生活課 健康福祉課 保険児童課 経済課 観光農園推進室 建設課 水道課 人権推進室 出納室 議会事務局 教育委員会事務局 学校教育課、社会教育課 選挙管理委員会事務局 農業委員会事務局	別紙のとおり

現 況 (平成24年4月1日現在)					岩 舟 町	具体的な 調整内容
栃 木 市						
本 庁	大平総合支所	藤岡総合支所	都賀総合支所	西方総合支所		
産業振興部 商工観光課、農林課、産業基盤整備課 都市建設部 都市整備課、都市計画課、維持管理課、 建築指導課 上下水道部 水道課、下水道課 会計管理者 会計課 議会事務局 議事課 教育委員会事務局 教育総務課、学校教育課、生涯学習課、 スポーツ振興課、文化課、伝建推進室 選挙管理委員会事務局 監査委員事務局 公平委員会 農業委員会事務局 固定資産評価審査委員会 寺尾支所 国府支所 大宮出張所 皆川出張所 吹上出張所					監査委員事務局 固定資産評価審査委員会	

現 況 (平成24年4月1日現在)						具体的な 調整内容
栃 木 市					岩 舟 町	
本 庁	大平総合支所	藤岡総合支所	都賀総合支所	西方総合支所		
消防本部 総務課、予防課、警防課 通信指令第1課、通信指令第2課 消防署 消防第1課、消防第2課 通信指令第1課、通信指令第2課 藤岡分署、大平分署、都賀分署 西方分署						

(別 紙)

【具体的な調整内容】

新市の行政組織機構については、

- ① 市民目線の組織機構（わかりやすく、利用しやすい組織機構）
- ② 効率的かつ機能的な組織機構（効率、機能的で、指揮命令系統の明確な組織機構）
- ③ 行政課題や市民ニーズに的確に対応する組織機構（柔軟かつ弾力的な組織機構）
- ④ 市の組織間の相互連携が容易な組織機構

を目指す必要があることから、

- 1 新市の行政組織・機構は、既存の庁舎の活用を図ることを前提に、総合支所方式を採用するものとし、総合支所の組織については、現地解決型の地域振興を図ることができ体制を確保するとともに、市民サービスに急激な変化をきたすことのないように配慮するものとする。
- 2 合併時における組織については、栃木市の例により部制を執るものとする。

事務組織及び機構の取扱いに関する法令

○地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）

（地方公共団体の法人格及び事務）

第 2 条 地方公共団体は、法人とする。

2～13 略

14 地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。

15 地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。

16、17 略

（執行機関の組織）

第 138 条の 3 普通地方公共団体の執行機関の組織は、普通地方公共団体の長の所轄の下に、それぞれ明確な範囲の所掌事務と権限を有する執行機関によつて、系統的にこれを構成しなければならない。

2 普通地方公共団体の執行機関は、普通地方公共団体の長の所轄の下に、執行機関相互の連絡を図り、すべて、一体として、行政機能を発揮するようにしなければならない。

3 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の執行機関相互の間にその権限につき疑義が生じたときは、これを調整するように努めなければならない。

（内部組織の編成）

第 158 条 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、必要な内部組織を設けることができる。この場合において、当該普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の設置及びその分掌する事務については、条例で定めるものとする。

2 普通地方公共団体の長は、前項の内部組織の編成に当たっては、当該普通地方公共団体の事務及び事業の運営が簡素かつ効率的なものとなるよう十分配慮しなければならない。

3 略

合併協定項目協議資料

合併協定項目名	1 3 事務組織及び機構の取扱い
先進地事例（合併年月日）	
大田原市 (H17. 10. 1)	1 合併時における組織は、市長部局の部、議会事務局、各行政委員会を再編整備する。 2 組織の再編整備は、住民サービスを低下させないよう十分配慮して行うものとする。
鹿 沼 市 (H18. 1. 1)	新市の事務組織及び機構は、住民サービスの低下を招かぬよう十分配慮し、鹿沼市の制度を基準に再編する。 （１）合併時に、現在の栗野町役場を地方自治法上の支所とする。支所の組織については、栗野町民の生活に急激な変化を来すことがないよう配慮し、段階的に再編、見直しを図る。 （２）出張所等については、合併後に栗野地域においてコミュニティセンターを設置し、住民サービスの向上を図る。
真 岡 市 (H21. 3. 23)	新市の事務組織及び機構は、住民サービスの低下を招かぬよう十分配慮し、真岡市の制度を基準に再編する。 合併時に、現在の二宮町役場を地方自治法上の支所とする。

協議第 1 2 号

合併協定項目 1 9 慣行の取扱いについて

慣行の取扱いについて、協議を求める。

平成 2 4 年 5 月 2 3 日提出

栃木市・岩舟町合併協議会

会 長 鈴 木 俊 美

項 目	合併協定項目 1 9 慣行の取扱い
調整方針	1 市章及び市の旗については、合併時に栃木市の市章及び市旗を用いることとし、市の歌、市の木、市の花については、合併後、栃木市において調整する。 2 各種宣言については、栃木市の宣言を用いるものとする。なお、新たな宣言については、栃木市において調整する。 3 市民憲章については、合併後、栃木市において調整する。 4 ・表彰制度については、栃木市の例により合併時に統合する。 ・名誉市町民に関することについては、合併後に再編する。これまでの名誉町民は、継続して栃木市の名誉市民とする。

平成 年 月 日(確認・継続協議)

様式 1

栃木市・岩舟町合併協議会の調整内容

合併協定項目	1 9 慣行の取扱い	関係項目	1 市章・旗・歌・木・花
調整の方針	市章及び市の旗については、合併時に栃木市の市章及び市旗を用いることとし、市の歌、市の木、市の花については、合併後、栃木市において調整する。		
現 況			具体的な調整内容
栃 木 市		岩 舟 町	
○市章及び市旗 平成22年10月2日制定		○町章及び町旗 昭和41年12月1日制定 ○町歌：岩舟町民の歌 ○町木：こなら ○町花：コスモス	市章及び市の旗については、合併時に栃木市の市章及び市旗を用いる。 市の歌、市の木、市の花については、合併後、栃木市において調整する。

様式 1

栃木市・岩舟町合併協議会の調整内容

合併協定項目	1 9 慣行の取扱い	関係項目	2 各種宣言
調整の方針	各種宣言については、栃木市の宣言を用いるものとする。なお、新たな宣言については、栃木市において調整する。		
現 況			具体的な調整内容
栃 木 市		岩 舟 町	
○非核平和都市宣言 平成24年3月1日 ○環境都市宣言 平成24年3月23日 ○男女共同参画都市宣言 平成25年度予定		○非核平和都市宣言 昭和60年 6月22日 ○ゆとり宣言 平成2年9月21日	栃木市の宣言を用いるものとする。 なお、新たな宣言については、 栃木市において調整する。

様式 1

栃木市・岩舟町合併協議会の調整内容

合併協定項目	1 9 慣行の取扱い	関係項目	3 憲章
調整の方針	市民憲章については、合併後、栃木市において調整する。		
現 況			具体的な調整内容
栃 木 市		岩 舟 町	
○市民憲章 なし	○岩舟町民の誓い 1 自然を愛し、美しい環境を守り育てる。 1 郷土を理解し、文化財の愛護につとめる。 1 ひとに親切、互いに尊重しあう。 1 教養を高め、視野の広い町民になる。 1 健康で働き、豊かな明るい家庭をつくる。		合併後、栃木市において調整する。

様式1

栃木市・岩舟町合併協議会の調整内容

合併協定項目	1 9 慣行の取扱い	関係項目	4 顕彰制度	
調整の方針	・表彰制度については、栃木市の例により合併時に統合する。 ・名誉市町民に関することについては、合併後に再編する。これまでの名誉町民は、継続して栃木市の名誉市民とする。			
現 況		具体的な調整内容		
栃 木 市		岩 舟 町		
○表彰制度 市政の振興発展に特に功労のあった方や地道な活動をされている方に敬意を表する。 【概要】 市政功労者等表彰式を開催し感謝状、記念品及び徽章を贈呈を行なう。 【対象】 表彰審査委員会にて決定された授賞者 【内容】 市政功労者等表彰式の開催 【実施時期】 1 1 月 【附属機関等】 栃木市表彰審査委員会 5 人（市長・副市長・教育長・市議会議長・市議会副議長） 任期 在職期間 報酬 なし		○表彰制度 町政の振興発展に功労のあった方々に敬意を表する。 【概要】 自治功労者表彰式を開催し、表彰状、記念品及び徽章（功労章）を贈る。 【対象】 表彰審査委員会にて決定された授賞者 【内容】 自治功労者表彰式の開催 【実施時期】 1 月 5 日（「新春のつどい」開催時） 【附属機関等】 岩舟町表彰審査委員会 6 人（町長・副町長・教育長・町議会議長・同副議長、同総務厚生常任委員会委員長） 任期 在職期間 報酬 なし		実施時期、委員の定数等に違いはあるが、合併時、栃木市の例により統合する。 岩舟町に対してなされた功労等は、栃木市に対してなされた功労とみなす。

現 況		具体的な調整内容
栃 木 市	岩 舟 町	
○名誉市民に関すること 市民または、本市に由縁の深い者で、産業経済の発展、保健医療の向上、福祉の増進または文化若しくはスポーツの振興に貢献し、その功績が卓越し世の敬仰に値すると認められる者の功績と栄誉をたたえるとともに、市民の社会文化振興に資する。 【概要】 名誉市民の顕彰 【対象】 【授賞者】 9人 現在、（仮）栃木市名誉市民条例等を検討中	○名誉町民に関すること 社会の進展又は文化の興隆に貢献した者の功績を顕彰し、もって社会文化の振興発展に対する町民意欲の高揚を図ることを目的とする。 【概要】 名誉町民の顕彰 【対象】 町長が名誉町民選考委員会の意見を聞き議会の同意を得て推挙された者 【現在の名誉町民】 2人	栃木市において現在、名誉市民条例等の法令整備を行なっているため合併後再編する。 これまでの名誉町民は、継続して栃木市の名誉市民とする。

先進事例	
合併協定項目名	19 慣行の取扱い
大田原市 (H17. 10. 1)	1 市章については、大田原市の市章を用いるものとする。 2 市民憲章については、大田原市の市民憲章を用いるものとする。 3 市の花・木・鳥・魚については、当面、大田原市の花、木、魚を用いるものとし、合併後、鳥を含め新たに検討するものとする。 4 市の旗については、大田原市旗を用いるものとする。 5 市の歌については、大田原市歌を存続させ、合併後、新たに市歌を制定するものとする。なお、黒羽町民の歌は黒羽地区の愛唱歌として伝承していくこととする。 6 宣言については、大田原市の宣言を用いるものとするが、「交通安全都市宣言」については、合併時までに現状に即した内容に訂正するものとする。なお、黒羽町の「青色申告・振替納税宣言の町」については、合併の日の前日をもって廃止するものとする。
鹿 沼 市 (H18. 1. 1)	合併時より、次のとおり取扱う。 (1) 市章については、鹿沼市の市章を用いる。 (2) 市民憲章については、鹿沼市の市民憲章を用いる。 (3) 市歌については、鹿沼市歌を用いる。栗野町歌については、栗野地域の歌として伝承していく。 (4) 市の花については、「さつき」とする。 (5) 市の木については、「杉」とする。 (6) 各種宣言については、鹿沼市の宣言に統合する。 (7) 名誉市（町）民及び栄誉賞については、鹿沼市の制度に統合する。 栗野町における合併前の名誉町民及び栄誉賞受賞者については、栗野地域のものとして伝承していく。
真 岡 市 (H21. 3. 23)	慣行の取扱いについては、合併時から、次のとおり取扱う。 (1) 市章については、真岡市の市章を用いる。 (2) 市民憲章については、真岡市の市民憲章を用いる。 (3) 市歌については、真岡市の真岡市民のうた・真岡音頭を用いる。 二宮町ふるさと賛歌「桜まち 夢のまち」については、二宮地区の愛唱歌として伝承していく。 (4) 市の花・鳥・木については、真岡市の花・鳥・木を用いる。 (5) 各種宣言については、真岡市の宣言を用いる。 (6) 名誉市民については、真岡市の制度に統一する。 合併前の二宮町名誉町民については、二宮地区のものとして永く伝えていく。

市章、市旗、市の歌、市の木、市の花、市の鳥 【合併前の１市４町の状況】

旧栃木市	旧大平町	旧藤岡町	旧都賀町	旧西方町
○市章（徽章） 昭和１２年７月１４日制定 （告示第１３９号） ○市旗 昭和５０年９月１日制定 （告示第４９号） ○市歌 昭和２６年１１月制定 ○市木：とちのき 昭和５２年１０月５日制定 （告示第６０号） ○市花：さつき 昭和４５年８月１日制定 （告示第３５号）	○町章（徽章） 平成３年５月１８日制定 （告示第２０号） ○町旗 平成３年５月１８日制定 （告示第２１号） ○町歌 昭和６１年１１月制定 ○町の木：もくせい 昭和５１年１１月２日制定 ○町の花：あじさい 昭和５１年１１月２日制定	○町章 昭和４０年一般募集 ○町の木：けやき 昭和５９年１１月６日制定 ○町の花：ふじ 昭和５９年１１月６日制定 ○町の鳥：かも 昭和５９年１１月６日制定	○町章 昭和４６年１０月１日制定 （告示第１４号） ○町旗 昭和５３年７月２４日制定 （告示第１８号） ○町木：つが 昭和５８年１１月３日制定 （告示第４８号） ○町花：ききょう 昭和５８年１１月３日制定 （告示第４８号）	○町章 昭和４６年１１月３日制定 （告示第４６号） ○町歌 昭和５０年作成 ○町木：けやき ○町の花：うめ ○町の鳥：ひばり

各種都市宣言 【合併前の１市４町の状況】

旧栃木市	旧大平町	旧藤岡町	旧都賀町	旧西方町
○交通安全都市宣言 昭和３７年　３月　６日	○非核武装平和宣言 昭和５９年　６月２６日	○非核平和都市宣言 昭和５９年　９月１７日	○非核宣言 昭和６０年　６月２３日	○非核宣言 昭和５９年　６月１１日
○世界連邦都市宣言 昭和５２年　６月１６日	○ゆとり宣言 平成　２年　６月２９日	○ゆとり宣言 平成　３年　３月　８日	○ゆとり創造宣言 平成　２年　９月１９日	○青色申告振替納税促進のまち宣言 平成６年３月８日
○非核平和都市宣言 昭和６２年　６月２２日	○敬老自治体宣言 平成　９年　６月１８日	○おとしよりに優しい街づくり交通安全宣言 平成　９年　９月１６日	○シートベルト着用推進の町宣言 平成　７年　６月１９日	○生涯学習のまち宣言 平成６年１２月１６日
○「ゆーあいのまち栃木」福祉都市宣言 平成　６年　６月　６日	○環境都市宣言 平成１２年１２月１９日		○暴力団銃器追放の町宣言 平成　７年　９月２１日	○シートベルト着用推進の町宣言 平成７年６月２２日
○環境都市宣言 平成１３年　３月１４日			○お年寄りに優しいまちづくり交通安全宣言 平成　９年　９月２４日	○お年寄りに優しいまちづくり交通安全宣言 平成９年９月１２日
○男女共同参画都市宣言 平成２０年　２月　２日				

市民憲章 【合併前の 1 市 4 町の状況】

旧栃木市	旧大平町	旧藤岡町	旧都賀町	旧西方町
○市民憲章 昭和 4 8 年 4 月 1 日制定 （教委告示第 1 3 号） わたくしたちは、栃木県名 発祥の地である栃木市の市民 として、文化的伝統に輝くわ がふるさとに誇りをもち、つ ねに教養を高め、広い視野に 立ち、よりよい栃木市をつく るため、みんなで力をあわせ て次のことを実践しよう。 1 社会の規律を守り、人に めいわくをかけない市民 1 歴史を重んじ、自然をたい せつにする市民 1 子どもを健全に育て、とし よりをうやまう市民 1 たがいに助けあい、人に しんせつな市民 1 健康で働き、明るい家庭 をつくる市民	○町民憲章 昭和 5 1 年 1 1 月 2 日制定 めぐまれた自然と、ながい 歴史と、伝統のなかにはぐく まれた、素朴で人間味あふれ た豊かなまち、わたくしたち はこんな大平町を心から愛 し、すばらしい明日の“住み よい健康の町大平”まちづく りのため、この憲章を定めま す。 1 わたくしたちみんなで、 みどりあふれる大平町をつ くりましょう。 1 わたくしたちみんなで、 古きよきものを大切にする 大平町をつくりましょう。 1 わたくしたちみんなで、 健康で明るい人を育てる大 平町をつくりましょう。 1 わたくしたちみんなで、 安心してくらせる大平町を つくりましょう。 1 わたくしたちみんなで、 働くことの意義を大切にす る大平町をつくりましょ う。	○町民憲章 昭和 5 9 年 1 1 月 6 日制定 わたくしたちは、万葉の文 化をしのぶ三毳山と水と緑と 太陽の輝く平野と、多くの遺 跡にめぐまれた藤岡町の町民 です。このふるさとを愛し、 平和でやすらぎのあるまちを つくるため、町民憲章を定め ます。 1 自然を愛し、緑あふれる 美しいまちをつくります。 1 健康で仕事にはげみ、活 力にみちた明るいまちをつ くります。 1 人権を尊重し、ふれ合い のあるあたたかいまちをつ くります。 1 災害や、交通事故のない 住みよいまちをつくりま す。 1 教養を深め、文化のかお る心豊かなまちをつくりま す。	○町民憲章 昭和 5 8 年 1 1 月 3 日制 定 （告示第 4 8 号） 私たちの町は、豊かな自然 に恵まれ、先人の残した歴史 と伝統があります。 私たちは、都賀町民として の誇りと責任をもって、都賀 町の現在と未来を築くため に、ここに町民憲章を定め、 生活実践の指針とします。 1 教養を高め、スポーツを 愛し文化の創造につとめま す。 1 年よりを敬い、子どもを 健全に育て、幸せな家庭を つくります。 1 仕事に創意をこらし、誇 りを持ち、喜んで使命を果 たします。 1 歴史を重んじ、自然を愛 し、心豊かな郷土をつくり ます。 1 信頼を深め、きまりを守 り、平和な社会をつくりま す。	○町民憲章 わたしたちは 心から故郷を 愛し 笑顔と緑のまち 西方 の誇りを守り高めるためにこ の町民憲章をさだめます 1 心もからだも健康で仕事 に励みましょう 2 互いに助け合い住みよい 町をつくりましょう 3 進んで教養を高め広く豊 かな心を育てましょう

協議第 1 3 号

合併協定項目 2 2 消防団の取扱いについて

消防団の取扱いについて、協議を求める。

平成 2 4 年 5 月 2 3 日提出

栃木市・岩舟町合併協議会
会 長 鈴 木 俊 美

項 目	合併協定項目 2 2 消防団の取扱い
調整方針	1 消防団については、合併時に統合することとし、岩舟町の消防団員は、すべて栃木市の消防団員として引き継ぐ。 2 報酬、費用弁償、行事等については、栃木市の例により合併時に統合する。

平成 年 月 日（確認・継続協議）

様式 1

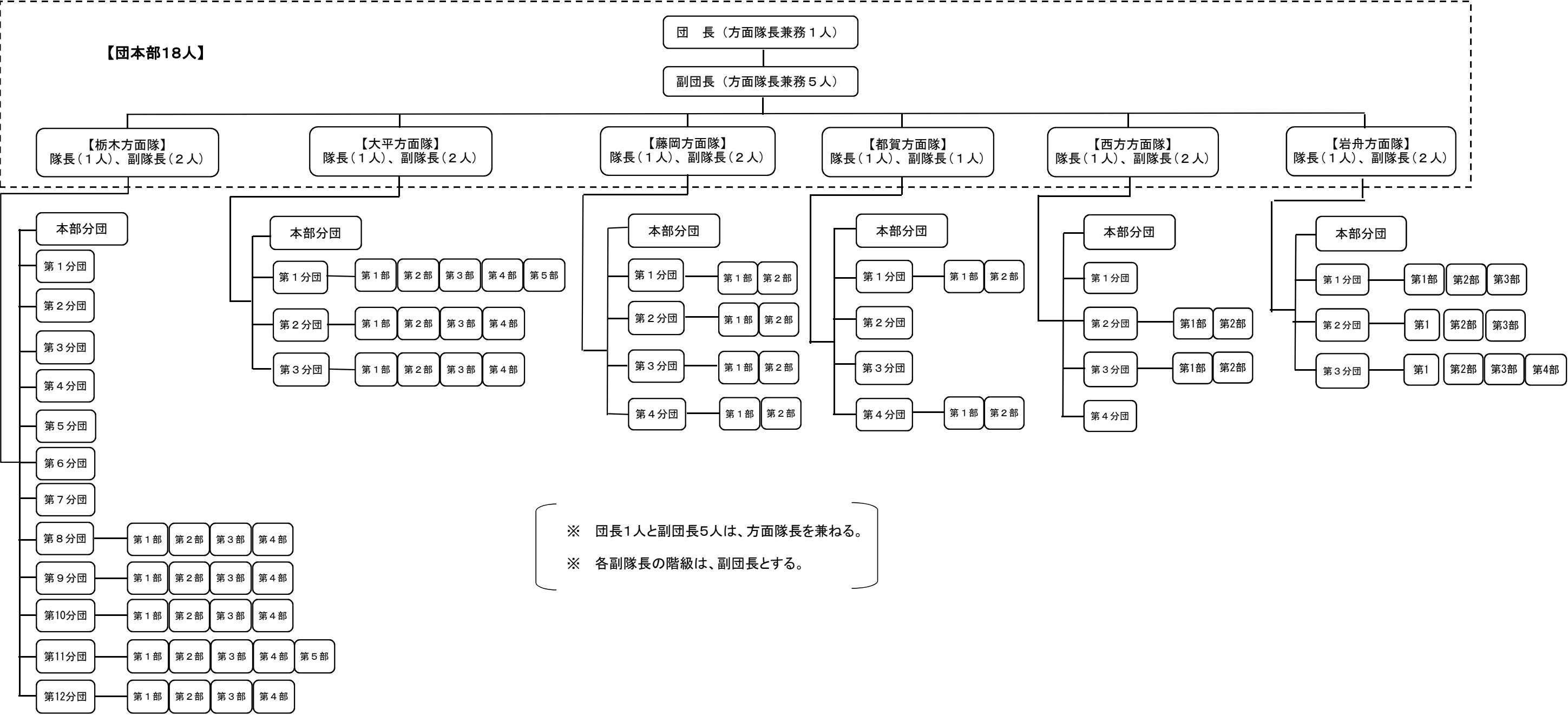
栃木市・岩舟町合併協議会の調整内容

合併協定項目	2 2 消防団の取扱い				関係項目	
調整の方針	・ 消防団については、合併時に統合することとし、岩舟町の消防団員は、すべて栃木市の消防団員として引き継ぐ。 ・ 報酬、費用弁償、行事等については、栃木市の例により合併時に統合する。					
現 況						具体的な調整内容
栃 木 市					岩 舟 町	
○名称 栃木市消防団 【団長 1 人(方面隊長)、副団長 1 4 人(内、4 人は方面隊長、10 人は副方面隊長)】 ○活動内容等 地域防災の担い手として各種災害に対応 (消火活動、警戒活動、水利の巡回、機械・器具点検、火災予防思想の普及)					○名称 岩舟町消防団 (団長 1 人、副団長 2 人、本部伝令 3 人) ○活動内容等 地域防災の担い手として各種災害に対応 (消火活動、警戒活動、水利の巡回、機械・器具点検、火災予防思想の普及) ○組織 3 分団 1 0 部体制 (本部分団無し) 団 長 1 人 副団長 2 人 分団長 3 人 副分団長 3 人 本部伝令(副分団長) 3 人 部 長 1 0 人 班 長 1 0 人 団 員 1 3 0 人 定 数 1 6 2 人 (実員 1 6 2 人)	栃木市の例により、岩舟町消防団は栃木市消防団岩舟方面隊とし、合併時に統合する。 住民の生命・財産を火災等から守るには、団員の確保が必要なため、団員の定数については、現有定数のとおりとする。
○名称 栃木方面隊 ○組織 1 3 分団 2 1 部体制 (本部分団含む) 隊 長 1 人 副隊長 2 人 分団長 1 3 人 副分団長 1 3 人 部 長 3 7 人 班 長 1 0 2 人 団 員 3 4 2 人 定 数 5 1 0 人 (実員 4 8 2 人)	○名称 大平方面隊 ○組織 4 分団 1 4 部体制 (本部分団含む) 隊 長 1 人 副隊長 2 人 分団長 4 人 副分団長 4 人 部 長 1 4 人 班 長 1 3 人 団 員 1 3 7 人 定 数 1 7 5 人 (実員 1 7 5 人)	○名称 藤岡方面隊 ○組織 5 分団 8 部体制 (本部分団含む) 隊 長 1 人 副隊長 2 人 分団長 4 人 副分団長 4 人 部 長 8 人 班 長 8 人 団 員 1 2 0 人 定 数 1 4 7 人 (実員 1 4 7 人)	○名称 都賀方面隊 ○組織 5 分団 4 部体制 (本部分団含む) 隊 長 1 人 副隊長 2 人 分団長 4 人 副分団長 4 人 部 長 6 人 班 長 1 2 人 団 員 7 2 人 定 数 1 0 1 人 (実員 1 0 1 人)	○名称 西方方面隊 ○組織 5 分団 4 部体制 (本部分団含む) 隊 長 1 人 副隊長 2 人 分団長 5 人 副分団長 5 人 部 長 8 人 班 長 1 4 人 団 員 8 8 人 定 数 1 2 3 人 (実員 1 0 9 人)		

現 況		具体的な調整内容
栃 木 市	岩 舟 町	
○報酬（年額） 団 長(兼方面隊長) 250,000 円 副団長(兼方面隊長) 237,000 円 方面隊副隊長 170,000 円 分団長 129,000 円 副分団長 113,500 円 部 長 103,000 円 班 長 82,500 円 団 員 67,000 円 ○費用弁償 出動手当 1 回につき 2,000 円 点検・訓練等手当 1 回につき 2,000 円	○報酬（年額） 団 長 226,000 円 副団長 161,000 円 分団長 123,500 円 副分団長 107,500 円 本部伝令 107,500 円 部 長 91,500 円 班 長 70,000 円 団 員 57,000 円 ○費用弁償 出動（部へ） 1 回あたり 担当区域 12,000 円 区域外 +6,000 円 点検・訓練等手当（部へ） （相当分を活動補助金として 対応） 227,000 円	報酬、費用弁償、行事等 については、栃木市の例に より、合併時に統合する。
○行事（団全体） 4 月 辞令交付 団歓送迎会 5 月 正副隊長会議 6 月 1 市 1 町水防演習 7 月 県操法大会 8 月 正副隊長会議 9 月 ポンプ操法大会 正副隊長会議 10 月 内点検 11 月 通常点検 秋の火災予防運動 12 月 歳末防犯防火診断 正副隊長会議 1 月 指導員養成研修会 指導者研修会 2 月 団員基礎教育 3 月 春の火災予防運動	○行事 4 月 辞令交付式 本部・部役員会議 本部・部役員意見交換会 総合訓練（規律・礼式） 6 月 本部役員会議 7 月 夏期点検 町消防操法大会 県消防操法大会 9 月 本部役員会議 10 月 本部役員研修会 11 月 内点検 通常点検 秋の火災予防運動 12 月 防火・防犯診断 1 月 指導員養成研修会 2 月 基礎教育研修会 本部役員会議 3 月 春の火災予防運動 幹部教育研修	

現況					具体的な調整内容
栃木市			岩舟町		
栃木方面隊 ○行事 4月 辞令交付 新入団員研修及び分団長等号令調整 5月 互助会代議員会 操法指導 6月 分団長会議 7月 夏季点検 8月 消防事情研修 9月 分団長会議 点検小隊訓練 10月 防災訓練 1月 分団長会議 2月 大火防止消防訓練	大平方面隊 ○行事 4月 辞令交付 新入団員研修 部長以上会議及び幹部会議 5月 礼式訓練 利根川水系水防演習視察 部長以上会議及び幹部会議 6月 夏季点検訓練及びポンプ車操法訓練 7月 夏季点検 ポンプ車操法大会 8月 部長以上会議及び幹部会議 9月 防災訓練 県総合防災訓練視察 部長以上会議及び幹部会議 10月 通常点検訓練及びポンプ車操法訓練 1月 部長以上会議及び幹部会議 2月 AED講習会	藤岡方面隊 ○行事 4月 正副分団長会議 5月 正副分団長会議 幹部研修会 河川堤防巡視 6月 3消防団交流会 夏季点検 8月 合同操法訓練 正副分団長会議 9月 方面隊操法大会 10月 正副分団長会議 合同規律訓練 1月 正副分団長会議 2月 防災訓練	都賀方面隊 ○行事 4月 役員会 5月 レクレーション大会 6月 役員会 7月 夏季点検 ポンプ操法大会 8月 普通救命講習会 9月 役員視察研修 役員会 1月 役員会 2月 防災訓練 3月 役員会及び互助会総会	西方方面隊 ○行事 4月 入退団式及び新入団員研修 役員会 5月 機関員ポンプ操法講習会 6月 役員会 7月 号令調整及び備品検査 8月 夏期点検 方面隊操法大会 役員会 9月 県防災訓練視察 10月 役員会 1月 野焼き巡回 普通救命講習会 2月 役員会 防災訓練	

栃木市消防団組織図案（岩舟合併後）



合併協議会開催会場の変更について

今 後 の 会 議 日 程

日 時	場 所	会 議 名
平成24年7月20日(金) 午後 2時00分から	栃木市栃木保健福祉センター	第6回合併協議会
平成24年8月27日(月) 午前 10時00分から	<u>栃木市藤岡遊水池会館</u>	第7回合併協議会
平成24年9月26日(水) 午後 2時00分から	岩舟町健康福祉センター 遊楽々館	第8回合併協議会
平成24年11月12日(月) 午後 2時00分から	栃木市国府公民館	第9回合併協議会
平成25年1月17日(木) 午前 10時00分から	栃木市大平総合支所 大会議室	第10回合併協議会
平成25年2月14日(木) 午後 3時00分から	栃木市 サンプラザ	第11回合併協議会 合併調印式